

障がい者福祉の しおり

令和6年4月

大分県

- 1 相談窓口
- 2 手帳等
- 3 障害福祉サービス
- 4 医療
- 5 手当・年金・給付金等
- 6 税の控除・減免
- 7 交通運賃・公共料金等の割引
- 8 雇用・就労支援
- 9 学校教育
- 10 社会参加の促進
- 11 施設・事業所・医療機関
- 12 資料編

「障がい者福祉のしおり」について

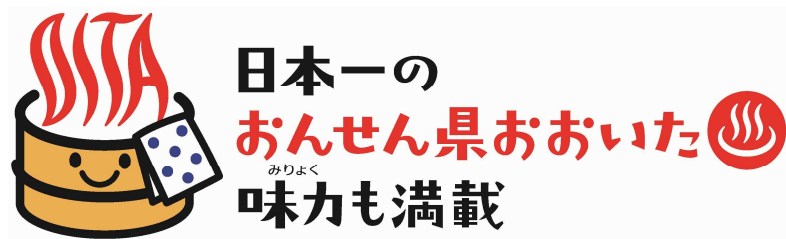
大分県には、約10万人（県人口の約9.3%）の障がいのある方が、様々なサービスや支援を利用しながら、家庭や施設などで暮らしています。

県は、障がいのある方が地域で心豊かに暮らし働ける社会づくりを目指して、各種の施策を進めており、福祉・雇用・医療・年金などの障がい福祉施策の概要をこの冊子にまとめました。

活用いただければ幸いです。また、詳細については、遠慮なくそれぞれの問い合わせ先にご相談ください。

令和6年4月

大分県福祉保健部障害福祉課長
障害者社会参加推進室長



目次

凡例	
身	：身体障がいに関する項目
知	：知的障がいに関する項目
精	：精神障がいに関する項目
難	：難病患者に関する項目

障がい者・児、難病患者に対する各サービス ……身知精難 …… 1

1 相談窓口

(1)	県障害福祉課/障害者社会参加推進室/健康政策・感染症対策課 ……	身知精難 ……	6
(2)	こころとからだの相談支援センター ……	身知精 ……	6
(3)	児童相談所 ……	身知精 ……	6
(4)	保健所 ……	身知精難 ……	6
(5)	市役所・町村役場 ……	身知精難 ……	6
(6)	市町村教育委員会 ……	身知精 ……	6
(7)	県・市町村社会福祉協議会 ……	知精 ……	7
(8)	民生委員・児童委員 ……	身知精 ……	8
(9)	身体障害者相談員 ……	身 ……	8
(10)	知的障害者相談員 ……	知 ……	8
(11)	大分県身体障害者福祉センター ……	身知精 ……	8
(12)	大分県聴覚障害者センター ……	身 ……	8
(13)	大分県発達障がい者支援センター ……	知精 ……	8
(14)	大分県精神科救急情報センター ……	精 ……	8
(15)	大分いのちの電話 ……	身知精難 ……	9
(16)	てんかん支援拠点病院 ……	精 ……	9
(17)	高次脳機能障がい支援拠点機関 ……	精 ……	9
(18)	大分県難病相談・支援センター ……	難 ……	9
(19)	大分県社会福祉介護研修センター ……	身 ……	9
(20)	認知症疾患医療センター ……	精 ……	10
(21)	認知症の人と家族の会大分県支部 ……	精 ……	10
(22)	若年性認知症支援コーディネーター ……	身知精難 ……	10
(23)	大分県地域生活定着支援センター ……	身知精 ……	10
(24)	指定相談支援事業所 ……	身知精 ……	11
(25)	基幹相談支援センター ……	身知精 ……	11
(26)	障がい者の虐待通報窓口 ……	身知精 ……	12
(27)	大分県障がい者差別解消・権利擁護推進センター ……	身知精 ……	12
(28)	各サービス事業所の苦情解決相談員 ……	身知精 ……	13
(29)	福祉サービス運営適正化委員会 ……	身知精 ……	13
(30)	障害者就業・生活支援センター ……	身知精難 ……	13
(31)	おおいた障がい者芸術文化支援センター ……	身知精 ……	13
(32)	障がい者結婚相談所 ……	身 ……	13
(33)	子どもの発達支援コンシェルジュ ……	知精 ……	14
(34)	地域における療育等の相談支援 ……	身知 ……	14
(35)	大分県医療的ケア児支援センター ……	身知 ……	15
(36)	医療的ケア児等コーディネーター ……	身知 ……	15
(37)	親なきあと相談室 ……	身知精 ……	15
(38)	障がいのある方や家族等の団体 ……	身知精難 ……	15

2 手帳等

(1)	身体障害者手帳 ……	身 ……	16
(2)	療育手帳 ……	知 ……	17
(3)	精神障害者保健福祉手帳 ……	精 ……	18

(4) 相談支援ファイル ……身知精 …… 1 9

3 障害福祉サービス

- (1) 補装具費の支給 ……身 難 …… 2 0
- (2) 日常生活用具給付等 ……身知精難 …… 2 1
- (3) 居宅介護（ホームヘルプ） ……身知精難 …… 2 3
- (4) 重度訪問介護 ……身知精難 …… 2 3
- (5) 行動援護 ……知精難 …… 2 3
- (6) 同行援護 ……身 難 …… 2 3
- (7) 重度障害者等包括支援 ……身知精難 …… 2 3
- (8) 自立生活援助 ……身知精難 …… 2 3
- (9) 短期入所（ショートステイ） ……身知精難 …… 2 3
- (10) 移動支援 ……身知精難 …… 2 4
- (11) 日中一時支援 ……身知精難 …… 2 4
- (12) 生活訓練等 ……身 …… 2 4
- (13) 身体障がい者巡回相談 ……身 …… 2 4
- (14) 県営住宅への入居 ……身知精 …… 2 4
- (15) 障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス等) ……身知精 …… 2 5
- (16) 巡回療育相談 ……身知 …… 2 5
- (17) 地域における療育等の相談支援 ……身知 …… 2 5
- (18) 障がい児保育等 ……身知 …… 2 5
- (19) 盲児、ろうあ児等専門支援 ……身 …… 2 5
- (20) 軽度・中度聴覚障がい児支援 ……身 …… 2 5

4 医療

- (1) 健康診査 ……身知 …… 2 6
- (2) 自立支援医療制度 ……身 精 …… 2 6
- (3) 重度心身障がい者医療費助成制度 ……身知精 …… 2 8
- (4) 後期高齢者医療制度 ……身知精 …… 2 9

5 手当・年金・給付金等

- (1) 各種手当・年金等 ……身知精 …… 3 0
- (2) 生活福祉資金の貸付 ……身知精難 …… 3 1
- (3) 心身障害者扶養共済制度 ……身知精 …… 3 3
- (4) 児童発達支援の利用者負担の助成 ……身知精 …… 3 3
- (5) 住宅改造に要する経費助成 ……身知精 …… 3 4
- (6) 自動車改造に要する経費助成 ……身 …… 3 4
- (7) 自動車運転免許取得に要する経費助成 ……身 …… 3 4

6 税の控除・減免

- (1) 各種税 ……身知精 …… 3 5

7 交通運賃・公共料金等の割引

- (1) 交通運賃の割引 ……身知精 …… 3 8
- (2) 公共料金等の割引 ……身知精 …… 4 1

8 雇用・就労支援

- (1) 雇用の状況 ……身知精 …… 4 4
- (2) 職業の紹介 ……身知精難 …… 4 4
- (3) トライアル雇用（試行雇用） ……身知精難 …… 4 4

- (4) 職業訓練 …… 身知精難 …… 4 5
- (5) 職場適応訓練 …… 身知精難 …… 4 6
- (6) 障害者職業センター …… 身知精難 …… 4 6
- (7) 障害者就業・生活支援センター …… 身知精難 …… 4 6
- (8) (公財)大分県総合雇用推進協会 …… 身知精難 …… 4 6

9 学校教育

- (1) 障がいの状態や教育的ニーズに応じた多様な学びの場 …身知 …… 4 7
- (2) 各種相談 …… 身知 …… 4 8

10 社会参加の促進

- (1) 障がいのある方にやさしいまちづくり …… 身知精 …… 4 9
- (2) ヘルプマーク、ヘルプカード …… 身知精難 …… 5 0
- (3) 車いすマーク駐車場の適正利用の促進 …… 身知精 …… 5 0
- (4) 「駐車禁止除外指定車標章」の交付 …… 身知精 …… 5 1
- (5) 「肢体不自由の障がいのある運転手等」の保護 …… 身 …… 5 2
- (6) 身体障害者補助犬の貸与 …… 身 …… 5 2
- (7) 芸術文化の振興 …… 身知精 …… 5 3
- (8) スポーツの振興 …… 身知精 …… 5 4
- (9) 各種奉仕員等の養成、派遣 …… 身 …… 5 5
- (10) 療育キャンプ …… 身知 …… 5 5
- (11) 点字図書、録音図書の貸出・閲覧 …… 身 …… 5 5
- (12) 字幕入り DVD 等の貸出・閲覧 …… 身 …… 5 5
- (13) 選挙における投票環境 …… 身知精 …… 5 6

11 施設・事業所・医療機関

- 各種施設（事業所）一覧 …… 5 7
- (1) 社会参加に関すること …… 5 8
 - ア 視覚障害者情報提供施設 …… 身 …… 5 8
 - イ 聴覚障害者情報提供施設 …… 身 …… 5 8
 - ウ 身体障害者福祉センター …… 身知精 …… 5 8
- (2) 障がいのある子どもに関すること …… 5 9
 - ア 福祉型児童発達支援センター …… 身知精 …… 5 9
 - イ 医療型児童発達支援センター …… 身 …… 5 9
 - ウ 福祉型障害児入所施設 …… 身知精 …… 6 0
 - エ 医療型障害児入所施設 …… 身知 …… 6 0
 - オ 障害児入所支援を行う指定発達支援医療機関 …… 身知 …… 6 0
 - カ 児童発達支援事業所 …… 身知精 …… 6 1
 - キ 放課後等デイサービス事業所 …… 身知精 …… 6 8
 - ク 保育所等訪問支援事業所 …… 身知精 …… 7 9
 - ケ 居宅訪問型児童発達支援事業所 …… 身知精 …… 8 1
- (3) 居住に関すること …… 8 2
 - ア 障害者支援施設 …… 身知精難 …… 8 2
 - イ 共同生活援助事業所 …… 身知精難 …… 8 3
 - ウ 宿泊型自立訓練施設 …… 知精難 …… 8 3
 - エ 自立生活援助事業所 …… 身知精難 …… 8 4
 - オ 福祉ホーム …… 身知 …… 8 4
- (4) 介護に関すること …… 8 5
 - ア 療養介護施設 …… 身知精難 …… 8 5
 - イ 生活介護事業所 …… 身知精難 …… 8 5

(5)	訓練等に関すること	9 1
	ア 自立訓練（生活訓練）事業所	知精難 9 1
	イ 自立訓練（機能訓練）事業所	身 難 9 2
	ウ 地域活動支援センター	身知精 9 3
(6)	就労に関すること	9 5
	ア 就労移行支援事業所	身知精難 9 5
	イ 就労継続支援（A型・B型）事業所	身知精難 9 7
	ウ 就労定着支援事業所	身知精難 1 1 3
(7)	救護に関すること	1 1 4
	ア 救護施設	身知精 1 1 4
(8)	その他指定事業所	1 1 5
	ア 居宅介護事業所	身知精難 1 1 5
	イ 重度訪問介護事業所	身知精難 1 2 7
	ウ 行動援護事業所	身知精難 1 3 7
	エ 同行援護事業所	身知精難 1 3 9
	オ 短期入所事業所	身知精難 1 4 4
	カ 共同生活援助事業所	身知精難 1 4 9
	キ 指定特定相談支援事業所	身知精難 1 5 7
	ク 指定一般相談支援事業所	身知精難 1 6 5
	ケ 指定障害児相談支援事業所	身知精難 1 6 8
(9)	自立支援医療の指定医療機関	1 7 5
	ア 育成医療・更生医療を担当する指定医療機関	身 1 7 5
	イ 精神通院医療を担当する指定医療機関	精 1 8 2

12 資料編

表1	県・市の担当機関	1 9 0
	ア 県の担当課	1 9 0
	イ ころとからだの相談支援センター	1 9 0
	ウ 児童相談所	1 9 0
	エ 保健所	1 9 1
	オ 市町村	1 9 1
	カ 市町村教育委員会	1 9 2
表2	障がい者関係団体	1 9 3
表3	医療的ケア児等コーディネーター	1 9 6
表4	障がい者スポーツ団体	1 9 9
表5	福祉車両を配車しているタクシー事業者等	2 0 1
表6	身体障害者障害程度等級表	2 0 5
表7	障害者総合支援法の対象疾病一覧	2 0 8
	大分県障がい者計画	2 1 6
	障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例	2 1 7
	大分県手話言語条例	2 1 8
	大分あったか・はと駐車場利用証制度	2 2 0
	ヘルプマーク	2 2 2
	大分県障がい者差別解消・権利擁護推進センター	2 2 4
	様々な子育て支援サービス	2 2 5
	障がい者宅配貸出サービス	2 2 6
	障がい者歯科診療所	2 2 7
	県民安全・安心メール	2 2 8
	おおいた防災アプリ	2 2 9
	大分県警察「まもめーる」	2 3 1

「障がい」の表記について

本冊子は、従来「障害」と表記されていたものについて、原則「障がい」と表記しています。
なお、法令名、法令等で使用されている用語、法人名及び団体名等の固有名詞は除きます。

「精神障がいのある児童」の表記について

てんかんや発達障がい等により、精神障害者保健福祉手帳を所持している児童を「精神障がいのある児童」と表記しています。

各種法人の略称について

(福)：社会福祉法人	(独)：独立行政法人	NPO 法人：特定非営利活動法人
(医)：医療法人／医療法人財団／医療法人社団／社会医療法人		
(一社)：一般社団法人	(公社)：公益社団法人	(公財)：公益財団法人
(宗)：宗教法人	(同)：合同会社	(有)：有限会社
(生協)：生活協同組合	(一財)：一般財団法人	

*この冊子には県の施策を中心に記載しています。各市町村独自の施策もありますので、お住まいの市町村福祉担当窓口にお問い合わせください。

障がい者・児、難病患者に対する各サービス

サービスは、個々の障がいのある人々の支援の必要性や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。

■ 福祉サービスに係る自立支援給付の概要

	サービス種別	サービスの概要
介護給付	居宅介護(ホームヘルプ) (P23,115～126参照)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護 (P23,127～136参照)	重度の肢体不自由者又は知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動支援などを総合的に行います。
	行動援護 (P23,137～138参照)	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	同行援護 (P23,139～143参照)	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に対して、外出時などに、移動に必要な情報提供(代筆、代読を含む)、移動の援護などの外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援 (P23参照)	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供します。
	短期入所(ショートステイ) (P23,144～148参照)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護 (P85参照)	医療と常時の介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活のお世話をします。
	生活介護 (P85～90参照)	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的な活動や生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援 (障害者支援施設での夜間ケアなど)	施設に入所する人に、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
訓練等給付	自立訓練(機能訓練) (P92参照)	自立した生活や社会生活が送れるよう、一定期間、身体機能の向上のためにリハビリなどを行います。
	自立訓練(生活訓練) (P24,91参照)	自立した生活や社会生活が送れるよう、一定期間、生活能力の向上のための訓練などを行います。
	就労移行支援 (P95～96参照)	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援(A型) (P97～100参照)	一般企業等で働くことが困難な人に、雇用契約に基づき働く場を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援(B型) (P101～112参照)	一般企業等で働くことが困難な人に働く場を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。 (雇用契約なし)
	就労定着支援 (P113参照)	一般企業等で働くようになった人に、就労に伴う環境変化による生活面の課題に対応できるように企業や自宅への訪問、来所により必要な支援を行います。
	自立生活援助 (P23,84参照)	施設や共同生活援助等を利用して人がひとり暮らしをはじめたときに、生活や健康、近所づきあいなどに問題がないか、定期的な居宅訪問を行うとともに、相談・要請に対しては、電話等による随時の対応も行います。
	共同生活援助(グループホーム) (P83,149～156参照)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排泄又は食事の介護その他の日常生活の援助を行います。

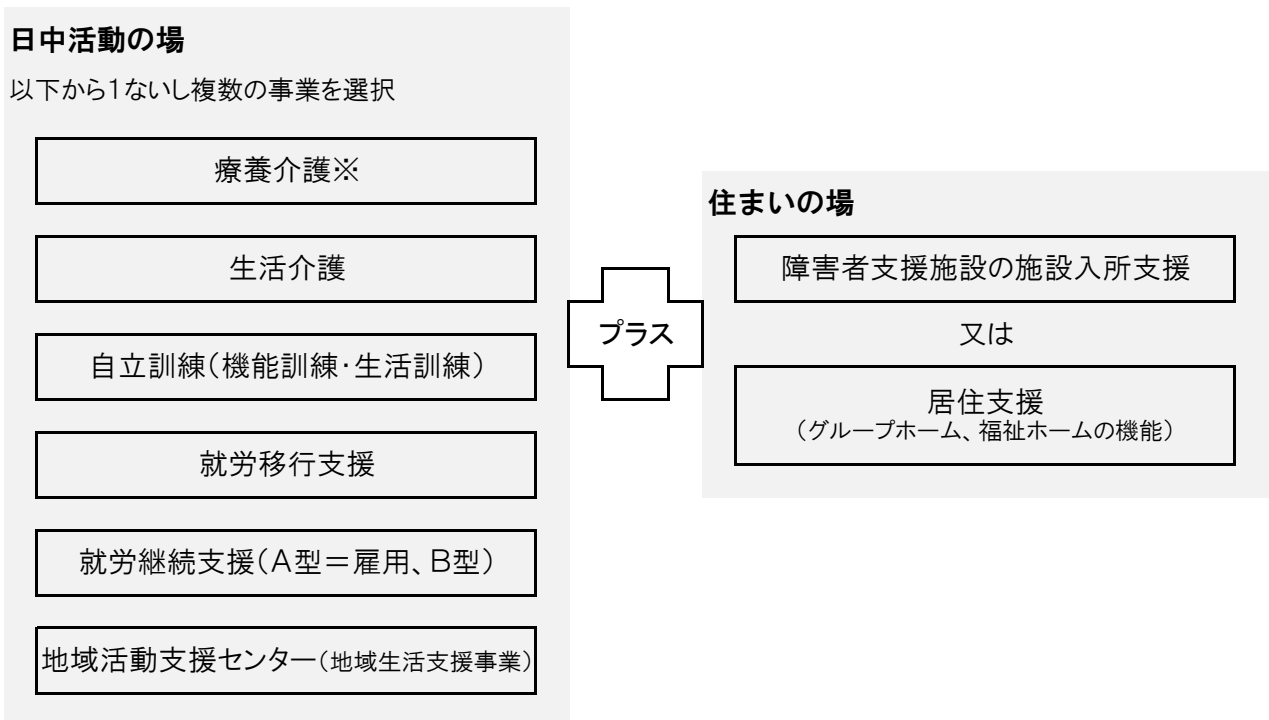
サービス種別		サービスの概要
相談支援	基本相談支援	地域の障がい者福祉に関する問題などについて、相談に応じ、情報の提供、助言や市町村との連絡調整などを行います。
	地域相談支援 (地域移行支援)	施設や精神科病院などに入所・入院している障がい者の地域生活への移行に向け、必要な相談や福祉サービス事業所への同行支援などを行います。
	地域相談支援 (地域定着支援)	居宅で単身で生活する障がい者などと常時連絡が取れる体制を確保するとともに、緊急時の相談などを行います。
	計画相談支援 (サービス利用支援)	障害福祉サービスを適切に利用できるよう、利用するサービスの種類などを定めたサービス等利用計画の作成や事業者との連絡調整などを行います。
	計画相談支援 (継続サービス利用支援)	障害福祉サービスの利用状況を定期的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行うとともに、計画の変更や事業者との連絡調整などを行います。

■ 日中活動と住まいの場の組み合わせ

入所施設のサービスを、昼のサービス（日中活動事業）と夜のサービス（居住支援事業）に分けることにより、サービスの組み合わせを選択できます。

事業を利用する際には、利用者一人一人の個別支援計画が作成され、利用目的にかなったサービスが提供されます。

例えば、常時介護が必要な方は、日中活動事業の生活介護事業と、居住支援事業の施設入所支援を組み合わせる利用することができます。地域生活に移行した場合でも、日中は生活介護事業を利用し続けることが可能です。



※ 療養介護については、医療機関への入院とあわせて実施

地域生活支援事業

障がいのある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村を中心として以下の事業を実施します。

この事業は、地域で生活する障がいのある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態での実施が可能であり、市町村及び都道府県は、自治体の創意工夫により事業の詳細を決定し、効率的・効果的な取り組みを行います。

なお、対象者、利用料など事業内容の詳細については、最寄りの市町村又は都道府県窓口にお問い合わせください。

■ 市町村事業の事業名と内容

相談支援事業	(1) 相談支援 障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行います。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。 (2) 市町村に基幹相談支援センターを設置(P11参照) 地域における相談支援の中核的役割を担う機関として、総合的な相談業務の実施や地域の相談体制強化の取り組み等を行います。
成年後見制度利用支援事業	補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である者を対象に、費用を助成します。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業 (P21～22参照)	重度障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。
移動支援事業 (P24参照)	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター (P93～94参照)	障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
その他の事業	市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。 たとえば、福祉ホーム事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、社会参加促進事業などがあります。

■ 都道府県事業の事業名と内容

専門性の高い相談支援事業	発達障がい、高次脳機能障がいなどの障がいについて、特に専門性の高い相談に応じ、必要な情報提供等を行います。
広域的な支援事業	都道府県相談支援体制整備事業など市町村域を超えて広域的な支援が必要な事業を行います。
その他の事業	都道府県の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。 たとえば、オストメイト社会適応訓練、音声機能障がい者発声訓練、手話通訳者設置などがあります。 また、サービス・相談支援者などへの研修事業等を行います。

障がいのある児童が利用できる主なサービス

児童福祉法に基づく障害児通所・施設入所支援（障がい児のみを対象とするサービス）及び障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス・地域生活支援事業（障がい児・者を対象とするサービス）に規定するサービスのうち、障がいのある児童が利用できるものには以下のようなものがあります。利用にあたっては、お住まいの市町村にお問い合わせください。

■ 児童福祉法に基づく障害児通所・施設入所支援

児童発達支援 (P25,61～67 参照)	① 児童発達支援センター 通所支援のほか、身近な地域の障がい児支援の拠点として、「地域にいる障がい児や家族の支援」、「地域の障がい児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。 ② 児童発達支援事業 通所利用の障がい児に対する支援を行う身近な療育の場です。
医療型児童発達支援 (P59 参照)	
居宅訪問型児童発達支援 (P81 参照)	重度の障がいなどで通所での支援の利用が困難な障がい児に対して、居宅を訪問して療育等の支援を行います。
放課後等デイサービス (P25,68～78 参照)	学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。 学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
保育所等訪問支援 (P79～80 参照)	保育所等を現在利用中の障がい児、今後利用する予定の障がい児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
福祉型障害児入所施設 (P60 参照)	障がい児を受け入れ、その障がいに応じた適切な支援を提供します。また、医療型はこのほか医療も提供します。
医療型障害児入所施設 (P60 参照)	

■ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス

居宅介護(ホームヘルプ) (P23,115～126 参照)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
同行援護 (P23,139～143 参照)	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護 (P23,137～138 参照)	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援 (P23 参照)	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
短期入所(ショートステイ) (P23,144～148 参照)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業（主な事業）

※市町村により受けられるサービスが異なりますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。

日常生活用具給付等事業 (P21～22 参照)	障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。
移動支援事業(P24 参照)	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター (P93～94 参照)	障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
日中一時支援事業 (P24 参照)	日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

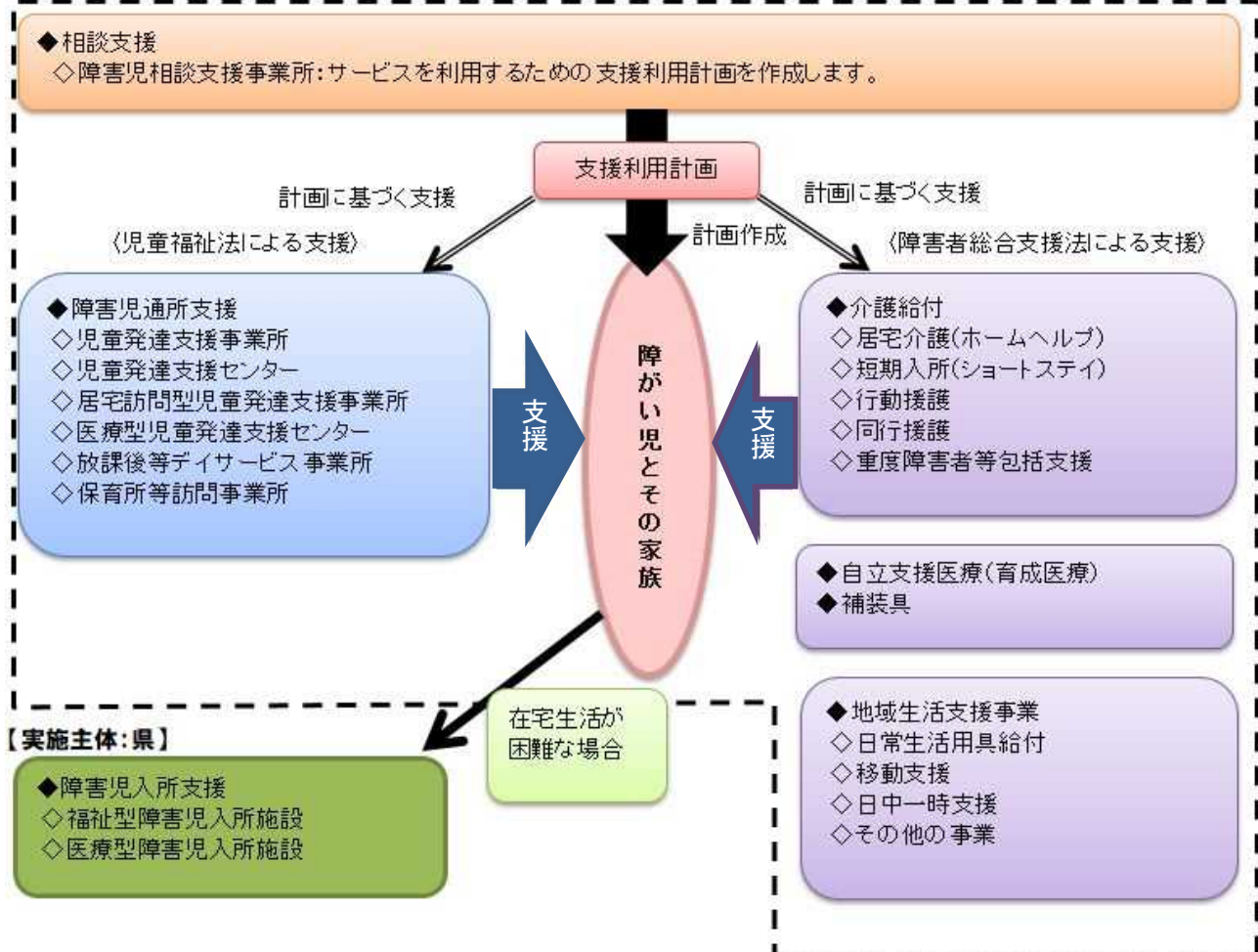
■ 相談支援

障害児通所支援・障害福祉サービスを利用する場合には、相談支援事業所等が作成するそれぞれの利用計画案の作成が必要です。詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

<p>障害児相談支援 (児童福祉法に基づく障害児通所支援を利用する場合)</p>	<p>① 障害児支援利用援助 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。</p> <p>② 継続障害児支援利用援助 支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。</p>
<p>計画相談支援 (障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用する場合等)</p>	<p>① サービス利用支援 障害者サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。</p> <p>② 継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。</p>

障がい児を支援する施設・事業等

【実施主体：市町村】児童福祉法による支援と障害者総合支援法による支援を組み合わせ提供します。



I 相談窓口

障がいのある方の福祉に関する窓口としては、次のようなところがあります。

なお、平成18年10月以降は、身体、知的、精神の三障がいに対応する相談窓口を市町村に設置しています。

(1) 県障害福祉課/障害者社会参加推進室/健康政策・感染症対策課

《障がいのある方や児童、
難病患者等》

障がいのある方の福祉に関するあらゆる相談に応じ、必要な支援を行っています。(P190参照)

(2) こころとからだの相談支援センター

《障がいのある方や児童等》

身体、知的、精神障がいのある方及びこころの健康や精神保健福祉に関する相談に応じ支援を行っています。また、障がい者手帳の交付や判定など、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所及び精神保健福祉センターの業務を行っています。(P190参照)

(3) 児童相談所

《障がいのある児童等》

18歳未満の児童のさまざまな問題について、児童福祉司や児童心理司などの職員が相談に応じるとともに、知的障がいの程度の判定や療育に関する支援などを行っています。

また、児童福祉施設への入所決定等を行っています。

なお、児童相談所では365日、24時間電話相談を受付けています。(P190参照)

(4) 保健所

《障がいのある方や児童、難病患者等》

保健に関するあらゆる相談に応じ、障がいの発生予防と早期発見、療育について必要な健診や支援を行っています。

また、各種相談に応じ、助言や訪問により必要な支援を行っています。(P191参照)

(5) 市役所・町村役場

《障がいのある方や児童、難病患者等》

障がいのある方の福祉に関し、各種の専門的相談に応じ、必要な支援を行っています。(P191参照)

(6) 市町村教育委員会

《障がいのある児童等》

障がいのある児童またはその疑いのある児童の教育に関する相談に応じ、学校と連携して必要な支援を行います。(P192参照)

I 相談窓口

(7) 県・市町村社会福祉協議会

《知的障がいのある方や児童・精神障がいのある方や児童》

県内の知的障がいのある方や精神障がいのある方が適切に福祉サービスを利用できるよう支援したり、預貯金の払戻しや各種支払い手続きの代行など日常的な金銭の管理を行います。

これらのサービス利用には、原則として一定以上の判断能力が必要です。

名 称	所在地	電話 / FAX
(福)大分県社会福祉協議会	〒870-0907 大分市大津町 2-1-41 (大分県総合社会福祉会館内)	097-558-0300 FAX 558-1635
(福)大分市社会福祉協議会	〒870-0839 大分市金池南 1-5-1 J:COM ホルトホール大分 4 階	097-547-8154 FAX 547-9559
(福)別府市社会福祉協議会	〒874-0908 別府市上田の湯町 15-40 (別府市社会福祉会館内)	0977-26-6070 FAX 26-6620
(福)中津市社会福祉協議会	〒871-0021 中津市沖代町 1-1-11 (中津市教育福祉センター内)	0979-24-4294 FAX 24-7682
(福)日田市社会福祉協議会	〒877-0003 日田市上城内町 1-8 (日田市総合保健福祉センター内)	0973-24-7026 FAX 24-3452
(福)佐伯市社会福祉協議会	〒876-0823 佐伯市 7255-13	0972-24-2956 FAX 22-9031
(福)臼杵市社会福祉協議会	〒875-0041 臼杵市大字臼杵 4-1 (臼杵市社会福祉センター内)	0972-64-0123 FAX 64-0131
(福)津久見市社会福祉協議会	〒879-2441 津久見市中央町 760-133	0972-82-5000 FAX 82-5003
(福)竹田市社会福祉協議会	〒878-0011 竹田市大字会々1650 (竹田市総合社会福祉センター内)	0974-63-1544 FAX 63-1050
(福)豊後高田市社会福祉協議会	〒872-1107 豊後高田市臼野 4335-3	0978-25-5100 FAX 53-5755
(福)杵築市社会福祉協議会	〒873-0005 杵築市大字猪尾 900 (杵築市健康福祉センター内)	0978-62-2649 FAX 62-3233
(福)宇佐市社会福祉協議会	〒879-0455 宇佐市大字閣 437	0978-33-0725 FAX 33-0970
(福)豊後大野市社会福祉協議会	〒879-7153 豊後大野市三重町玉田 1128 (豊後大野市三重農村環境改善センター内)	0974-22-6677 FAX 22-3118
(福)由布市社会福祉協議会	〒879-5434 由布市庄内町庄内原 365-1 (由布市ほのぼのプラザ内)	097-582-2756 FAX 582-2878
(福)国東市社会福祉協議会	〒873-0412 国東市武蔵町古市 1086-1 (武蔵保健福祉センター内)	0978-68-1976 FAX 68-1677
(福)姫島村社会福祉協議会	〒872-1501 東国東郡姫島村 1634-1 (姫島村老人憩いの家「白寿苑」内)	0978-87-2024 FAX 87-3629
(福)日出町社会福祉協議会	〒879-1502 速見郡日出町大字藤原 2277-1 (日出町保健福祉センター内)	0977-72-0323 FAX 72-9785
(福)九重町社会福祉協議会	〒879-4803 玖珠郡九重町大字後野上 17-1 (九重町保健福祉センター内)	0973-76-2500 FAX 76-3835
(福)玖珠町社会福祉協議会	〒879-4405 玖珠郡玖珠町大字岩室 24-1 (くすまち総合福祉センター内)	0973-72-5513 FAX 72-2816

I 相談窓口

(8) 民生委員・児童委員

《障がいのある方や児童等》

地域の身近な相談相手として、障がいのある方や高齢者、子ども、妊産婦のいる世帯、母子・父子世帯、生活に困窮している世帯等の相談に応じ、必要な援助を行うとともに、関係行政機関の業務に協力し、社会福祉の増進に努めています。

(9) 身体障害者相談員

《身体障がいのある方や児童等》

身体障がいのある方の相談に応じ、更生に必要な支援を行っています。市町村長が業務を委託しています。お住まいの市役所・町村役場にお問い合わせください。（P 191 参照）

(10) 知的障害者相談員

《知的障がいのある方や児童等》

知的障がいのある方の相談に応じ、更生に必要な支援を行っています。原則として知的障がいのある方の保護者のうちから選任され、市町村長が業務を委託しています。お住まいの市役所・町村役場にお問い合わせください。（P 191 参照）

(11) 大分県身体障害者福祉センター

《障がいのある方や児童等》

身体障がいのある方等からの各種の相談に応じています。

無料又は低額な料金で、機能回復訓練やレクリエーション、社会との交流促進のために、体育室、卓球室、プール、会議室等を利用することができます。

名称	設置主体	所在地	電話 / FAX
大分県身体障害者福祉センター (愛称：あすぴあ おおいた)	大分県	〒870-0907 大分市大津町 2-1-41 (大分県総合社会福祉会館内)	097-558-4849 FAX 558-0316

(12) 大分県聴覚障害者センター

《聴覚障がいのある方や児童》

聴覚障がいに関する専門の相談員が相談や支援を行っています。

名称	設置主体	所在地	電話 / FAX
大分県聴覚障害者センター	大分県	〒870-0907 大分市大津町 1-9-5	097-551-2152 FAX 556-0556

(13) 大分県発達障がい者支援センター

《発達障がいのある方や児童》

発達障がい（自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がいその他これに類する脳機能の障がい）を有する児（者）及びその家族への相談支援、発達支援、就労支援、普及啓発及び支援者に対する研修を行っています。

名称	設置主体	所在地	電話 / FAX
大分県発達障がい者支援センター 「イコール」	大分県	〒879-7761 大分市中戸次 5628 番地の 1	097-578-6952 FAX 578-6953

(14) 大分県精神科救急情報センター

《精神障がいのある方や児童》

夜間・休日に、精神障がいのある方及びその家族等からの緊急的な精神科医療に関する電話相談に対応するとともに、緊急な受診の必要性の判断と受入先の病院の調整を行っています。

電話：097-541-1179 受付時間：平日 / 午後 5 時～翌午前 9 時

土～日曜・休日(祝日、12月29日～1月3日) / 午前9時～翌午前9時

I 相談窓口

(15) 大分いのちの電話

《障がいのある方や児童及びその関係者》

不安や生きづらさなど人間関係に関する様々な悩みや問題について 24 時間 365 日電話相談員が対応します。相談は匿名で行われ、相談は無料(フリーダイヤル以外は電話代がかかります)となっています。

○「大分いのちの電話」相談電話

電 話 : 097-536-4343

受付時間 : 24 時間

○フリーダイヤル自殺予防いのちの電話

電 話 : 0120-783-556

受付時間 : 毎日 16 時～21 時まで

毎月 10 日 午前 8 時～翌日午前 8 時まで

(16) てんかん支援拠点病院

《精神障がいのある方や児童》

てんかんがある方やそのご家族、その他関係者等に対し、コーディネーターが日常生活の悩みや不安等に対する電話相談に応じています。

○大分大学医学部附属病院

電 話 : 050-3613-1679

受付時間 : 水曜～金曜 (祝日を除く) 10 : 00～15 : 00

(17) 高次脳機能障がい支援拠点機関

《精神障がいのある方や児童》

高次脳機能障がい及びその関連障がいのある方への支援を行うため、相談支援コーディネーターを配置し、専門的な相談支援、関係機関との連携・調整を行っています。

事業所の名称	法人名	所在地	電話 / FAX
諏訪の杜病院	(医)光心会	〒870-0945 大分市津守 888-6	097-567-1277 FAX 567-3066
別府リハビリテーションセンター	(福)農協共済別府 リハビリテーションセンター	〒874-8611 別府市鶴見 1026-10	0977-67-1711 FAX 67-1712

(18) 大分県難病相談・支援センター

《難病患者等》

難病や小児慢性特定疾病の患者さんやそのご家族等からの、日常生活や病気療養上の悩みや不安等に対する相談に応じています。また、各種公的手続に関する情報の提供を行うほか、就労に関する相談についても公共職業安定所等の関係機関と連携し、お受けしています。

名 称	所在地	電話 / FAX
大分県難病相談・支援センター	〒870-0037 大分市東春日町 1-1 NS 大分ビル 2 階	097-578-7831 FAX 578-7832

(19) 大分県社会福祉介護研修センター

《身体障がいのある方等》

介護に関する正しい知識や技術を学ぶための施設です。お年寄りや障がいのある方など誰もが気軽に利用できます。住宅の改造事例や介護用具等も展示しています。

事業所の名称	設置主体	所在地	電話 / FAX
大分県社会福祉介護研修センター	大分県	〒870-0161 大分市明野東 3-4-1	097-552-6888 FAX 552-6868

I 相談窓口

(20) 認知症疾患医療センター

《精神障がいのある方や児童等》

認知症に関する心配ごとや困りごとについて、本人や家族、医療機関からの相談に、専任の相談員（精神保健福祉士等）が応じます。

事業所の名称	法人名	所在地	電話 / FAX
緑ヶ丘保養園	(医) 淵野会	〒870-0318 大分市丹生 1747 番地	097-593-3888 FAX 593-1245
加藤病院	(医) 雄仁会	〒878-0013 竹田市竹田 1855 番地	0974-63-2263 FAX 63-2339
千嶋病院	(医) 積善会	〒879-0608 豊後高田市呉崎 738 番地 1	0978-22-3125 FAX 22-4650
向井病院	(医) 慈愛会	〒874-0831 別府市南立石 241 番地 15	0977-23-2200 FAX 26-4152
長門記念病院	(医) 長門莫記念会	〒876-0835 佐伯市鶴岡町 1-11-59	0972-22-5833 FAX 24-3067
上野公園病院	(医) 百花会	〒877-0062 日田市大字高瀬字篠原 2226-1	0973-23-6603 FAX 22-7318
河野脳神経外科病院	(医) 久真会	〒870-0127 大分市大字森町字花ノ木通 511-1	097-521-2000 FAX 521-0420
白川病院	(医) 末広	〒875-0022 臼杵市大字末広 938 番地	0972-63-1701 FAX 63-7917

(21) 認知症の人と家族の会大分県支部

《精神障がいのある方や児童等》

認知症に関する電話相談を受けます。

事業所の名称	所在地	電話 / FAX
認知症の人と家族の会大分県支部	〒870-0161 大分市明野東 3 丁目 4 番 1 号	097-552-6897 FAX 552-6897

(22) 若年性認知症支援コーディネーター

《障がいのある方や児童、難病患者等》

若年性認知症の方に対し、相談支援コーディネーターが、就労継続や各種サービス利用等のサポートを行います。

事業所の名称	所在地	電話 / FAX
認知症の人と家族の会大分県支部	〒870-0161 大分市明野東 3 丁目 4 番 1 号	097-552-6897 FAX 552-6897

(23) 大分県地域生活定着支援センター

《障がいのある方や児童等》

障がいのある方や高齢者が矯正施設（刑務所、少年院等）を退所後、すぐに福祉サービス等を利用できるようにするための準備を行うほか、本人や関係者からの各種相談に応じています。

名称	設置主体	所在地	電話 / FAX
大分県地域生活定着支援センター	大分県	〒870-0021 大分市府内町 1-6-11 小財ビル 201	097-536-5105 FAX 536-5106

I 相談窓口

(24) 指定相談支援事業所

《障がいのある方や児童等》

障がいのある方や児童及びその家族のための相談窓口としての事業所です。日常生活全般に関する相談に応じたり、障害福祉サービスや障害児通所支援の利用等につなげるための支援を行っています。

また、この中には市町村から委託を受け、市町村相談支援事業として実施している事業所があり、委託を受けた事業所については、市町村との連携のもと、サービス利用や権利擁護のために必要な援助も行っています。(P157～174参照)

(25) 基幹相談支援センター

《障がいのある方や児童等》

基幹相談支援センターは地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて、総合的・専門的な相談支援、地域移行・地域定着の取組、地域の相談支援体制の強化、地域の体制づくり、権利擁護・虐待防止の業務を行っています。

事業所の名称	法人名	主たる対象者					所在地	電話 / FAX
		身体	知的	精神	障がい児	難病		
農協共済別府リハビリテーションセンター 障害者生活支援センター	(福)農協共済別府リハビリテーションセンター	○	○	○	○	○	〒874-0840 別府市鶴見字中山田1026-10	0977-67-1897 FAX 67-1715
相談支援事業所 ぱれっと	(福)別府発達医療センター	○	○	○	○	○	〒874-0838 別府市大字鶴見 4075-1	0977-25-9758 FAX 24-8504
障害者相談支援センター たいよう	(福)太陽の家	○	○	○	○	○	〒874-0011 別府市大字内竈 1393-2	0977-66-1674 FAX 67-0453
障害者地域生活支援センター 泉	(福)みのり会	○	○	○	○	○	〒874-0921 別府市富士見町 12-13	0977-25-3443 FAX 25-9669
中津市障がい者等 基幹相談支援センター	(福)九州キリスト教社会福祉事業団	○	○	○	○	○	〒871-0021 中津市沖代町 1-1-11	0979-26-1555 FAX 26-1556
日田市障がい者 基幹相談支援センター	(福)すぎのこ村 (福)大分県社会福祉事業団 (同)オークフィールド	○	○	○	○	○	〒877-0013 日田市元町 13-20	0973-28-5544 FAX 28-5546
杵築市社会福祉協議会	(福)杵築市社会福祉協議会	○	○	○	○	○	〒873-0005 杵築市猪尾 900 番地	0978-62-8282 FAX 62-3233
みのり障がい者生活支援センター	(福)みのり村	○	○	○	○	○	〒879-1504 日出町大神 1616 番地	0977-75-7020 FAX 72-1858
太陽の家障害者生活支援センター	(福)太陽の家	○	○	○	○	○	〒879-1504 日出町大神 1402 番地 6	0977-72-1682 FAX 72-1519
相談支援事業所 ほほえみ	(福)大分県社会福祉事業団	○	○	○	○	○	〒879-1502 日出町藤原 4617 番地	0977-72-1721 FAX 72-2567

※別府市、中津市、日田市、杵築市、日出町は基幹相談支援センターを設置しています。

I 相談窓口

(26) 障がい者の虐待通報窓口

《障がいのある方や児童等》

障がいのある方の虐待を発見した場合は、その疑いのあるものも含め、市町村や県に通報してください。市町村と県が連携を図りながら、障がいのある方の虐待防止に努めていきます。

市町村の相談・通報窓口（市町村障害者虐待防止センター）連絡先

市町村名	機関名	電話	FAX
大分市	大分市障がい者虐待防止センター	097-585-6003	097-544-5671
別府市	障害福祉課	0977-21-1413	0977-22-1780
中津市	福祉支援課障害福祉係	0979-62-9802	0979-25-2335
	中津市障がい者等基幹相談支援センター	0979-26-1226	0979-26-1227
日田市	社会福祉課障害福祉係	0973-22-8290	0973-22-8258
	日田市虐待防止センター「Bee すけっと」	0973-27-6251	0973-27-6250
佐伯市	障がい福祉課障がい福祉係	0972-22-5570	0972-23-6002
臼杵市	福祉課障がい福祉グループ	0972-63-1111	0972-63-3063
津久見市	社会福祉課障がい支援班	0972-82-9519	0972-82-9466
竹田市	社会福祉課障がい福祉係	0974-63-4811	0974-63-0988
豊後高田市	社会福祉課障がい福祉係	0978-25-6178	0978-22-1033
杵築市	福祉事務所障がい福祉係	0977-75-2405	0977-75-1141
宇佐市	相談支援事業所「ぬくもり暖」	0978-25-6120	0978-25-6122
豊後大野市	社会福祉課障がい支援係	0974-22-3083	0974-22-6653
由布市	福祉課	097-582-1111	097-582-1343
国東市	福祉課	0978-72-5164	0978-72-5171
姫島村	住民福祉課	0978-87-2278	0978-87-3629
日出町	日出町障がい者虐待防止センター	0977-73-3126	0977-72-7915
九重町	健康福祉課	0973-76-3821	0973-76-3840
玖珠町	福祉保険課福祉班	0973-72-1115	0973-73-2112

県の相談・通報窓口（県障害者権利擁護センター）連絡先

大分県	大分県障害者権利擁護センター	0973-506-2728	097-506-1740
-----	----------------	---------------	--------------

(27) 大分県障がい者差別解消・権利擁護推進センター

《障がいのある方や児童等》

障がいを理由とする差別（不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供）等に関する相談に応じています。

名称	所在地	電話 / FAX
大分県障がい者差別解消・権利擁護推進センター	〒870-0907 大分市大津町 2-1-41 （大分県総合社会福祉会館内）	097-558-7005 FAX 558-7005

○相談日 月曜～金曜（祝日・年末年始を除く）8:30～17:00

※内容によっては弁護士等の専門家が相談に応じます。

I 相談窓口

(28) 各サービス事業所の苦情解決相談員 《障がいのある方や児童等》

各障害福祉サービス事業所にサービス利用上の苦情相談窓口を設置しています。

(29) 福祉サービス運営適正化委員会 《障がいのある方や児童等》

施設や在宅における福祉サービスに関する苦情について、当事者間での話し合いでは解決困難な場合や、事業者へ直接苦情を言いにくい場合などに、その適切な解決のために設置された第三者機関です。

名称	所在地	電話 / FAX
大分県福祉サービス運営適正化委員会	〒870-0907 大分市大津町 2-1-41 (大分県総合社会福祉会館内)	097-558-0301 FAX 558-6001

(30) 障害者就業・生活支援センター 《障がいのある方、難病患者等》

就職を希望する障がいのある方や離職のおそれのある在職中の障がいのある方に対し、職場実習あっせん等の就業支援及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談支援を行うことにより、障がいのある方の職業生活における自立を図ることを目的としています。

事業所の名称	法人名	所在地	電話 / FAX
障害者就業・生活支援センター たいよう	(福)太陽の家	〒874-0011 別府市大字内竈 1393-2	0977-66-0080 FAX 66-7337
障害者就業・生活支援センター 大分プラザ	(福)博愛会	〒870-0839 大分市金池南 1-9-5 (博愛会地域総合支援センター内)	097-574-8668 FAX 574-8667
障害者就業・生活支援センター じゃんぷ	(福)大分県 社会福祉事業団	〒876-0844 佐伯市向島 1-3-8 (佐伯市保健福祉総合センター和楽内)	0972-28-5570 FAX 28-5750
障害者就業・生活支援センター つばさ	(福)紫雲会	〒879-7141 豊後大野市三重町秋葉 241	0974-22-0313 FAX 22-0372
障害者就業・生活支援センター はぎの	(福)大分県 社会福祉事業団	〒877-0012 日田市大字淡窓 1-53-5	0973-24-2451 FAX 24-2454
障害者就業・生活支援センター サポートネットすまいる	(福)大分県 社会福祉事業団	〒879-0471 宇佐市大字四日市 2482-1	0978-32-1154 FAX 32-1071

(31) おおいた障がい者芸術文化支援センター

障がいのある方の芸術文化活動を支援するため、障がいのある方やそのご家族、障がい福祉サービス事業所等に対し、創作環境、鑑賞、発表等の支援や取組の方法等について相談に応じています。

名称	設置主体/受託団体	所在地	電話/FAX
おおいた障がい者芸術文化 支援センター	大分県/(公財)大分県 芸術文化スポーツ振興 財団	〒870-0029 大分市高砂町 2 番 33 号 iichiko 総合文化センター4階	097-533-4505 FAX 533-4013

(32) 障がい者結婚相談所 《障がいのある方等》

障がいのある方等の結婚について、登録、相談対応、紹介やイベント等を行っています。

名称	所在地	電話 / FAX
(一社)大分県身体障害者福祉協会	〒870-0907 大分市大津町 2-1-41 (大分県総合社会福祉会館内)	097-551-9775 FAX 551-9775

I 相談窓口

(33) 子どもの発達支援コンシェルジュ 《発達障がいのある児童等》

発達障がいに関して、保護者等からの相談にワンストップで対応するとともに、一人ひとりの状況に応じた適切な支援を行うため、子どもの発達支援コンシェルジュを各圏域に配置し、地域における相談支援及び支援機関の受入調整を行います。

配置する事業所名	法人名	所在地	電話 / FAX
つくし園 医療型児童発達支援センター	(福)直心会	中津市三光森山 823-2	0979-43-6181 0979-43-6182
児童発達支援センター び〜と	(福)すぎのこ村	日田市吹上町 1182	0973-28-5626 0973-28-5627
児童発達支援センター つぼみ	(福)県南福祉会	佐伯市長島町 3-446	0972-28-6765 0972-28-6766
児童発達支援センター めぐみ	(福)聖母の騎士会	臼杵市野津町都原 3601-2	0974-32-7770 0974-32-7771
こども発達・子育て支援 センターなかよしひろば	(福)萌葱の郷	豊後大野市犬飼町田原 1414-1	097-586-8811 097-586-8818
みのり学園児童発達支援 センター「プリンちゃん」	(福)みのり村	速見郡日出町大神 1616	0977-72-2818 0977-72-1858
こどもセンター かおるおか	NPO 法人おおいた 子ども支援ネット	大分市大字神崎 404 番 17	097-574-6106 097-574-6107

(34) 地域における療育等の相談支援 《障がいのある方や児童等》

在宅の障がいのある方や児童とその保護者に対し、身近な地域で療育の相談支援等を行い、地域における生活を支えることを目的としています。

事業所の名称	法人名	所在地	電話 / FAX
大分療育センター	(福)別府発達 医療センター	〒870-0864 大分市大字国分 567-3	097-586-5252 FAX 549-6777
大分こども発達支援センター	(福)藤本愛育会	〒870-0943 大分市片島字長三郎 2996-3	097-557-0114 FAX 557-0226
博愛こども成育医療センター 博愛もりのひろば	(医)謙誠会	〒870-0868 大分市大字野田 1111	097-586-5566 FAX 586-0889
療育センターカノン♪	(福)シンフォニー	〒870-0127 大分市森町 543-1	097-586-5577
どんぐりの杜クリニック	(医)光心会	〒870-0945 大分市大字津守 828-3	097-567-2737 FAX 567-7710
こども発達・子育て支援セン ター わくわくかん	(福)萌葱の郷	〒870-0313 大分市屋山 1658-1	097-592-8989 FAX 592-8990
こども発達支援センター もも	(福)とんとん	〒870-0857 大分市田中町 2-16-7	097-546-3400 FAX 546-2666
大分健生病院	大分県医療生活 協同組合	〒870-0935 大分市古ヶ鶴 1-1-15	080-1532-2656 FAX 558-5190
天心堂こども発達支援センター 一休さん	(医)天心堂	〒879-7761 大分市大字中戸次 4528 番地	097-597-5863 FAX 597-5863
別府発達医療センター	(福)別府発達 医療センター	〒874-0838 別府市大字鶴見 4075-1	0977-22-4185 FAX 26-4171
つくし園在宅支援センター 「ポケット」	(福)直心会	〒871-0101 中津市三光森山 823-2	0979-43-6181 FAX 43-6182
Beeすけっと	(福)すぎのこ村	〒877-0013 日田市元町 13-20-103	0973-23-7897 FAX 23-7897

I 相談窓口

事業所の名称	法人名	所在地	電話 / FAX
佐伯圏域障害者支援センター 「ほっぷ」	(福)大分県社会 福祉事業団	〒876-1512 佐伯市堅田 3909-1	0972-28-7333 FAX 28-5552
さぽーとセンター 風車	(福)みずほ 厚生センター	〒875-0041 臼杵市大字臼杵 72-137	0972-63-5888 FAX 63-0791
恵の聖母の家 相談支援事業所 ころ	(福)聖母の 騎士会	〒875-0211 臼杵市野津町大字都原 3601-2	0974-32-7770 FAX 32-7771
サポートセンター 「サライ」	(福)紫雲会	〒879-7144 豊後大野市三重町本城 2054	0974-22-1041 FAX 22-2377

(35) 大分県医療的ケア児支援センター

《障がいのある方や児童等》

医療的ケア児及びその家族（医療的ケア児等）が個々の医療的ケア児の心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、医療的ケア児等からの相談にワンストップで対応するとともに、支援の調整や普及啓発等を行っています。

名称	設置主体	所在地	電話
大分県医療的ケア児支援センターみつわ	大分県	〒870-8501 大分市大手町 3-1-1	090-4052-0750

(36) 医療的ケア児等コーディネーター

《障がいのある方や児童等》

医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等コーディネーターが支援に必要な医療、福祉、教育等によるチームを形成し、連携・協働して本人と家族の生活を支援します。

(P 196～198 参照)

(37) 親なきあと相談室

《障がいのある方や児童等》

障がいのある子の親が抱える「親なきあと」の不安解消に対応できる「親なきあと相談員」が相談に応じます。

■ (福) 大分県社会福祉事業団 受付時間：月～金曜日 9：00～17：00（祝日・年末年始を除く）

事業所	所在地	電話
本部事務局	〒870-0907 大分市大津町 2-1-41	097-552-1316
サポートネットすまいる	〒879-0471 宇佐市大字四日市 2482 番地 1	0978-32-1154
けいせんプラザ	〒879-1502 速見郡日出町大字藤原 4617 番地	0977-72-1721
ふれあいサロンのぞみ	〒879-5506 由布市挾間町大字挾間 614 番地 1	097-547-8162
ハートフルサポート in なおみ	〒876-0844 佐伯市大字堅田 3909 番地 1	0972-28-7333
地域生活支援センター はぎの	〒877-0012 日田市大字淡窓 1-53-5	0973-24-2451
ここのえ“夢”ステーション	〒879-4723 玖珠郡九重町大字町田 554-1	0973-78-8882

■ 市町村 (P 191 参照)

(38) 障がいのある方や家族等の団体

《障がいのある方や児童等》

それぞれの団体が障がいのある方に関するいろいろな問題について相談に応じ、必要な支援、助言を行っています。(P 193～195 参照)

2 手帳等

(1) 身体障害者手帳

《身体障がいのある方や児童》

身体に障がいのある方が取得できる手帳で、大分県知事が交付します。
手帳を取得することで、さまざまな福祉サービスを受けやすくなります。
なお、提供される福祉サービスは、障がい区分・等級等によって異なります。
※大分市（中核市）にお住まいの方へは、大分市長が交付します。

【交付申請手続き】

交付対象者	身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障がいのある方
障がいの種類	視覚障がい、聴覚又は平衡機能の障がい、音声機能・言語機能又はそしゃく機能の障がい、肢体不自由、心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう又は直腸の機能障がい、小腸機能障がい、免疫機能障がい、肝臓機能障がい
障がい等級	1級から7級 ※7級単独では交付不可 身体障害者障害程度等級表（P205～207参照）
審査・認定機関	身体障害者更生相談所（大分市除く）（P190参照）
申請窓口・問い合わせ先	市町村障がい福祉担当課（P191参照）
申請手続きに必要なもの	<p>①身体障害者手帳交付申請書 ※15歳未満の児童については、保護者の方が代わって申請することとなっています。</p> <p>②身体障害者診断書・意見書 ※①②は申請窓口にあります。また、大分県身体障害者更生相談所のホームページにも掲載しています。 ※②は都道府県知事等から指定を受けている医師でなければ作成できませんので、あらかじめ市町村窓口やかかり付けの医師にご確認ください。</p> <p>③写真（縦4cm×横3cm、胸より上・正面・無帽で概ね1年以内に撮影したもの）</p> <p>④個人番号がわかるもの（個人番号カードなど）</p>
申請から交付されるまでの流れ	<p>The flowchart shows the process starting with a doctor (身体障害者福祉法第15条指定医) who performs a consultation (①診察を受ける) and creates a diagnosis (②診断書作成). The applicant (申請者) then submits the application (③交付申請) and receives the certificate (⑥決定通知手帳交付). The municipal office (市町村障がい福祉担当課) then relies on the prefectural center (大分県身体障害者更生相談所) for certification (④認定依頼) and receives the certificate (⑤決定通知手帳送付).</p>
注意事項	手帳は他人に譲渡したり、貸与することはできません。

【その他手続き】下記の事項が生じた時は、下記のものを持って申請窓口をお訪ねください。

①住所が変わった時	手帳、個人番号
②氏名が変わった時	手帳、個人番号
③手帳を破損したり、紛失してしまった時	手帳（紛失を除く）、写真、個人番号
④障がい程度が変わったり、新たに障がいが生じた時	手帳、診断書、写真、個人番号
⑤再認定を受ける時	手帳、診断書、写真、個人番号
⑥障がいの程度が該当しなくなった時（返還）	手帳
⑦本人が死亡した時（返還）	手帳
⑧手帳形態を変更したい時（紙型・カード型）	手帳、写真、個人番号

2 手帳等

(2) 療育手帳

《知的障がいのある方や児童》

知的障がいのある方が取得できる手帳で、大分県知事が交付します。

手帳を取得することで、一貫した指導、援護等、さまざまな福祉サービスを受けやすくなります。

なお、提供される福祉サービスは、障がい程度によって異なります。

【交付申請手続き】

交付対象者	児童相談所（18歳未満）又は知的障害者更生相談所（18歳以上）で知的障がいであると判定された方
障がい程度	A1（最重度）、A2（重度）、B1（中等度）、B2（軽度）
判定機関	18歳未満…中央児童相談所（管轄：中津児童相談所の管轄以外の市町村） 中津児童相談所（管轄：中津市、日田市、豊後高田市、宇佐市） 18歳以上…知的障害者更生相談所（県内全域）（P190参照）
申請窓口・問い合わせ先	市町村障がい福祉担当課（P191参照）
申請手続きに必要なもの	①療育手帳交付申請書 ※申請窓口にあります。また大分県知的障害者更生相談所のホームページにも掲載しています。 ②写真（縦4cm×横3cm、胸より上・正面・無帽で概ね6ヶ月以内に撮影したもの） ③個人番号がわかるもの（個人番号カードなど） ※判定のために上記以外の資料を求めることがあります。（医学的意見書など）
申請から交付されるまでの流れ	<pre> graph TD Applicant[申請者] -- ①交付申請 --> Municipal[市町村障がい福祉担当課] Municipal -- ②判定依頼 --> Institution[判定機関] subgraph Institution I1[18歳以上の方 大分県知的障害者更生相談所] I2[18歳未満の方 中央児童相談所 中津児童相談所] end Institution -- ④判定結果通知 手帳送付 --> Municipal Municipal -- ③判定を受ける --> Applicant Municipal -- ⑤判定手帳 結果交付通知 --> Applicant </pre>
再判定	手帳の「判定の記録：次回判定」欄に記載されている年月までに再判定を行います。再判定を受けようとする時は、申請窓口へ手帳を持参し、その旨申し出てください。
注意事項	手帳は他人に譲渡したり、貸与することはできません。

【その他手続き】下記の事項が生じた時は、下記のものを持って申請窓口をお訪ねください。

①住所が変わった時	手帳、個人番号
②氏名が変わった時	手帳、個人番号
③手帳を破損したり、紛失してしまった時	手帳（紛失を除く）、写真、個人番号
④障がいの程度が変わった時	手帳、写真、個人番号
⑤再判定を受ける時	手帳、個人番号
⑥障がいの程度が該当しなくなった時（返還）	手帳
⑦本人が死亡した時（返還）	手帳
⑧手帳形態を変更したい時（紙型・カード型）	手帳、写真、個人番号

2 手帳等

(3) 精神障害者保健福祉手帳

《精神障がいのある方や児童》

精神障がいのある方が取得できる手帳で、大分県知事が交付します。

手帳を取得することで、さまざまな福祉サービスや優遇措置を受けやすくなります。なお、提供される福祉サービスは、障がい等級によって異なります。

【交付申請手続き】

交付対象者	統合失調症、双極性感情障がい、てんかん、発達障がい、高次脳機能障がいなどの精神障がいのある方（知的障がいは含まない） ※精神障がいで初めて病院にかかった日（主たる精神障がいの初診日）から6ヶ月以上経たないと申請できません
障がい程度	1級から3級
審査・認定機関	こころとからだの相談支援センター（P190参照）
申請窓口・問い合わせ先	市町村精神保健福祉担当課
申請手続きに必要なもの	①精神障害者保健福祉手帳交付申請書 ②診断書（精神障害者保健福祉手帳用） ※精神障がいのために障害年金や特別障害給付金を受給している方は、診断書の代わりに、「年金証書等の写し（下記ア、イのいずれか）」で申請できます。 障がいの種類や等級を年金事務所等に照会しますので、「同意書」を添付してください。 ア…年金証書の写し及び直近の年金振込通知書または年金支払通知書の写し イ…特別障害給付金受給資格者証の写し及び直近の国庫金振込通知書の写し ※①②は申請窓口にあるほか、大分県こころとからだの相談支援センターのホームページにも掲載しています。 ③写真（縦4cm×横3cm、胸より上・正面・無帽で概ね1年以内に撮影したもの） ④個人番号がわかるもの（個人番号カードなど）
申請から交付されるまでの流れ	<pre> graph LR Doctor[医師] -- ①診察を受ける --> Applicant[申請者] Applicant -- ②診断書作成 --> Doctor Applicant -- ③交付申請 --> Municipal[市町村障がい福祉担当課] Municipal -- ④認定依頼 --> Health[保健所] Health -- ⑤決定通知手帳送付 --> Municipal Municipal -- ⑥決定通知手帳交付 --> Applicant Health <--> Center[大分県こころとからだの相談支援センター] </pre>
更新	手帳の有効期限は2年です。（更新申請は有効期限の3ヶ月前から可能）
注意事項	手帳は他人に譲渡したり、貸与することはできません。

【その他手続き】下記の事項が生じた時は、下記のものを持って申請窓口をお訪ねください。

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| ①手帳を更新する時 | 手帳、診断書※、写真、個人番号 |
| ②住所・氏名が変わった時 | 手帳、個人番号 |
| ③手帳を破損したり、紛失してしまった時 | 手帳（紛失時を除く）、写真、個人番号 |
| ④障害年金の等級・障がい程度が変わった時 | 手帳、年金証書等の写し、同意書、写真、個人番号 |
| ⑤障がいの程度が該当しなくなった時（返還） | 手帳 |
| ⑥本人が死亡した時（返還） | 手帳 |
| ⑦手帳形態を変更したい時（紙型・カード型） | 手帳、写真、個人番号 |

※「年金証書等の写し」及び「同意書」により申請可能。詳細は上記の[申請手続きに必要なもの]を参照ください。

2 手帳等

(4) 相談支援ファイル

《障がいのある児童》

相談支援ファイルは、医療、保健、福祉、教育、労働等の各機関が共通で活用でき、将来にわたって連携して支援にあたることができるよう、子どもの障がいや発達に関する総合的な評価、各種の相談、支援の内容とそれによる効果、子どもや保護者のニーズ等を記録するものです。

保護者が子どもの障がいに関する各種の相談、支援を受ける際に提示することにより、支援者へ必要な情報を提供でき、乳幼児期から成人期まで一貫した支援を受けることができます。

ファイルは各市町村教育委員会が作成、配布しています。

【問い合わせ先】市町村教育委員会（P 1 9 2参照）

3 障害福祉サービス

介護保険法によるサービスと共通する在宅福祉サービスは、原則として介護保険によるサービスが優先します。したがって、以下のサービスを受ける際には、事前に市町村障がい福祉担当課へご相談ください。

(1) 補装具の支給

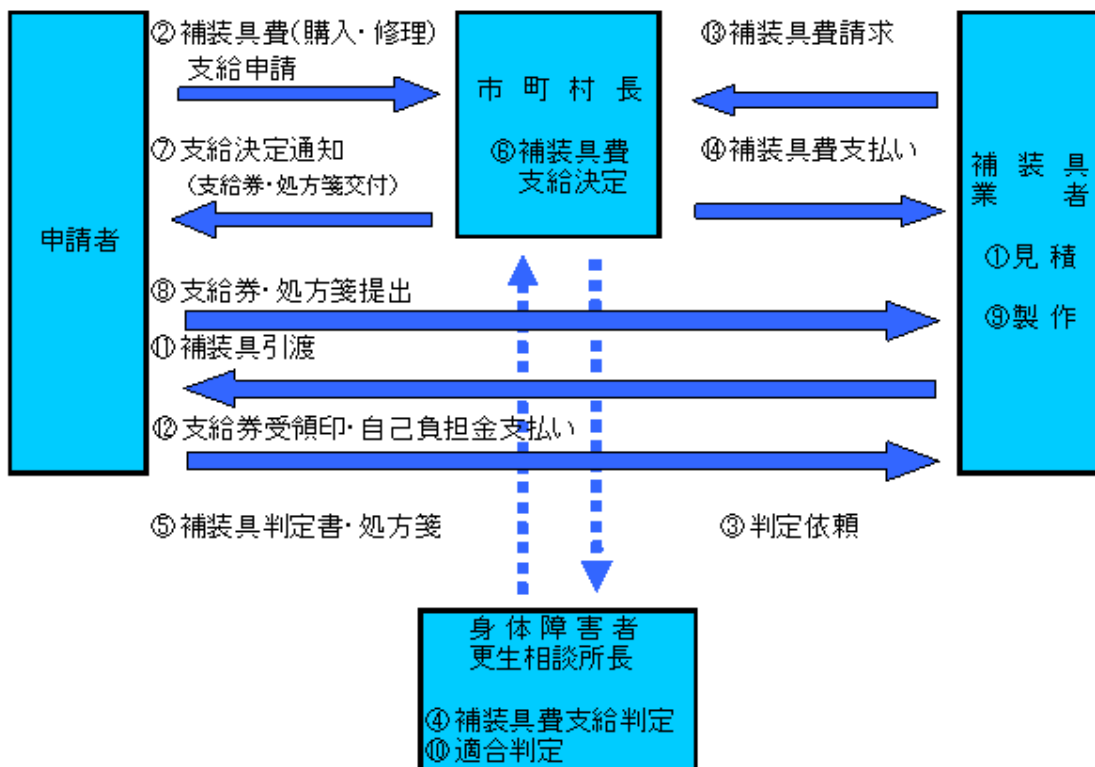
《身体障がいのある方や児童・難病患者等》

身体上の障がいを補うための用具の購入又は修理を行う場合、その費用の一部が公費で負担されます。また、購入より借受けが適切と考えられる場合は、補装具費支給の一部種目が借受けも可能です。補装具には次のようなものがあります。

身体の状態	補装具
視覚障がい	視覚障害者安全つえ・義眼・眼鏡
聴覚障がい	補聴器
肢体不自由	義肢（義手・義足）・装具・車椅子・電動車椅子・歩行補助つえ 歩行器・座位保持装置・重度障害者用意思伝達装置
内部障がい	車椅子・電動車椅子・歩行器・歩行補助つえ
身体障がい児のみ	座位保持椅子・起立保持具・頭部保持具・排便補助具

【問い合わせ先】市町村障がい福祉担当課（P 1 9 1 参照）

【補装具費支給までの流れ】（※補装具購入、借受け又は修理の前に、市町村での支給申請が必要です。）



3 障害福祉サービス

(2) 日常生活用具給付等

《障がいのある方や児童、難病患者等》

障がいのある方や児童等に対し、日常生活上の便宜を図るため、次のような用具を給付又は貸与しています。対象品や利用者負担は市町村が独自に定めていますので、詳しくは市町村の福祉窓口までお問い合わせください。

【問い合わせ先】市町村障がい福祉担当課（P 1 9 1 参照）

【日常生活用具参考例】（市町村により給付対象としていないものがあります。）

種 目	品 目	主な対象要件	
介護・訓練 支援用具	特殊寝台 特殊マット 特殊尿器 入浴担架 体位変換器 移動用リフト 訓練いす（児のみ） 訓練用ベッド（児のみ）	下肢又は体幹機能障がい	
	自立生活 支援用具	入浴補助用具 便器	下肢又は体幹機能障がい
		頭部保護帽 T字状・棒状のつえ 歩行支援用具→移動・移乗支援用具（名称変更）	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障がい
		特殊便器	上肢機能障がい
		火災警報機 自動消火器	障がい種別に関わらず火災発生 の感知・避難が困難
		電磁調理器 歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい
		聴覚障がい者屋内信号装置	聴覚障がい
在宅療養等 支援用具	透析液加温器	腎臓機能障がい等	
	ネブライザー（吸入器） 電気式たん吸引器	呼吸器機能障がい等	
	酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法者	
	盲人用体温計（音声式） 盲人用体重計	視覚障がい	
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	在宅酸素療法者等	
情報・ 意思疎通 支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障がい	
	情報・通信支援用具※	上肢機能障害又は視覚障がい	
	点字ディスプレイ	盲ろう、視覚障がい	
	点字器 点字タイプライター 視覚障がい者用ポータブルレコーダー 視覚障がい者用活字文書読上げ装置 視覚障がい者用拡大読書器 盲人用時計	視覚障がい	

次ページに続く

3 障害福祉サービス

種 目	品 目	主な対象要件
情報・ 意思疎通 支援用具	聴覚障がい者用通信装置 聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がい
	人工喉頭	喉頭摘出者
	福祉電話（貸与）	聴覚障がい又は外出困難
	ファックス（貸与）	聴覚又は音声機能若しくは 言語機能障がい、電話では 意思疎通困難
	視覚障がい者用ワードプロセッサ（共同利用） 点字図書	視覚障がい
排泄管理 支援用具	ストーマ装具（ストーマ用品、洗腸用具） 紙おむつ等（紙おむつ、サラシ・ガーゼ等衛生用品） 収尿器	ストーマ造設者 高度の排便機能障がい者、脳 原性運動機能障がいかつ意 思表示困難者 高度の排尿機能障がい者
居宅 生活動作 補助用具	住宅改修費	下肢、体幹機能障がい又は乳 幼児期非進行性脳病変

※情報・通信支援用具とは、障がい者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフトをいう。

3 障害福祉サービス

自立支援給付で利用できる主なサービス

(3) 居宅介護（ホームヘルプ）

《障がいのある方や児童、難病患者等》

障がいのある方や児童等が日常生活を営むのに著しく支障があるとき、ホームヘルパーが家庭を訪問して介護等のお世話をします。（P 115～126 参照）

【問い合わせ先】市町村障がい福祉担当課（P 191 参照）

(4) 重度訪問介護

《障がいのある方や児童、難病患者等》

常に介護が必要な重度の身体障がい・知的障がい・精神障がいのある方に対し、自宅での介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。（P 127～136 参照）

【問い合わせ先】市町村障がい福祉担当課（P 191 参照）

(5) 行動援護

《知的障がいのある方や児童・精神障がいのある方や児童、難病患者等》

知的障がい、または精神障がいのある方や児童で、行動上著しい困難があり常時介護が必要な方に対し、外出時における介護など行動する際の必要な援助を行います。（P 137～138 参照）

【問い合わせ先】市町村障がい福祉担当課（P 191 参照）

(6) 同行援護

《視覚障がいのある方や児童、難病患者等》

視覚障がいにより、移動に著しい困難がある方や児童に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報提供など外出する際の必要な援助を行います。（P 139～143 参照）

【問い合わせ先】市町村障がい福祉担当課（P 191 参照）

(7) 重度障害者等包括支援

《障がいのある方や児童、難病患者等》

介護の必要性が著しく高い常時介護を要する障がいのある方や児童に対し、居宅介護その他の日中活動サービスを包括的に提供します。

【問い合わせ先】市町村障がい福祉担当課（P 191 参照）

事業所の名称	法人名	所在地	電話
ケアホーム小さなこかげ	(福)こころの樹	〒879-0161 宇佐市大字下敷田 450	0978-33-3213
めぶき園	(福)萌葱の郷	〒879-7306 豊後大野市犬飼町下津尾千把ヶ原 4355-10	097-578-0818

(8) 自立生活援助

《障がいのある方、難病患者等》

施設や共同生活援助等を利用していた人がひとり暮らしをはじめたときに、生活や健康、近所づきあいなどに問題がないか、定期的な居宅訪問を行うとともに、相談・要請に対しては、電話等による随時の対応も行います。

(9) 短期入所（ショートステイ）

《障がいのある方や児童、難病患者等》

障がいのある方や児童を介護している家庭において、保護者又は家族が病気等により介護することが困難となったとき、一時的に障がいのある方や児童を施設等に宿泊させることにより家庭を援護します。

（P 144～148 参照）

【問い合わせ先】市町村障がい福祉担当課（P 191 参照）

3 障害福祉サービス

地域生活支援事業で利用できる主なサービス

(10) 移動支援

《障がいのある方や児童、難病患者等》

障がいのある方や児童の外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を支援します。

【問い合わせ先】市町村障がい福祉担当課（P 1 9 1 参照）

(11) 日中一時支援

《障がいのある方や児童、難病患者等》

障がいのある方や児童の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息ができるよう家族を支援します。

【問い合わせ先】市町村障がい福祉担当課（P 1 9 1 参照）

(12) 生活訓練等

《身体障がいのある方》

身体障がいのある方等のために、次のような生活訓練等が行われています。

内 容	問い合わせ先	電話 / FAX
視覚障がいのある方のための生活訓練	(福)大分県盲人協会	097-532-8450
中途失明者のための生活訓練	(福)大分県盲人協会	097-532-8450
視覚障がいのある方のための歩行訓練	(福)大分県盲人協会	097-532-8450
聴覚障がいのある方のための生活訓練	(福)大分県聴覚障害者協会	097-551-2152 / 556-0556
音声機能障がいのある方のための生活訓練	大分豊声会	097-520-3034
人工肛門・人工膀胱造設者のための社会適応訓練	(公社)日本オストミー協会大分県支部	0978-42-5621

自立支援給付・地域生活支援事業以外で利用できるサービス

(13) 身体障がい者巡回相談

《身体障がいのある方》

身体障がいのある方に対し、地域ごとに巡回して医学的、心理的及び職能的判定などを行うとともに、その更生に必要な総合的相談、指導を行っています。

【問い合わせ先】大分県身体障害者更生相談所（P 1 9 0 参照）

(14) 県営住宅への入居

《障がいのある方》

県営住宅の入居には、収入要件や住宅困窮要件のほか、同居親族要件などの資格を満たす必要がありますが、身体障がいのある方で身体障害者手帳1級から4級、精神障がいのある方で精神障害者保健福祉手帳1級から3級、知的障がいのある方で療育手帳を所持している方は、単身世帯でも入居申込みが可能です。

また、上記の障がいのある方を含む世帯については、入居者抽選において一般世帯よりも倍率優遇の取扱いをしています。

なお、市町村営住宅については、別途、各市町村の担当課へお問い合わせください。

【問い合わせ先】県公営住宅室（電話 097-506-4684）

3 障害福祉サービス

児童関係等で利用できる主なサービス

(15) 障害児通所支援（児童発達支援、放課後デイサービス等）

《障がいのある児童》

障がいのある子どもたちに対し、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練等を行い、その子の健やかな成長を促します。（P 5 9～8 1 参照）

【問い合わせ先】市町村障がい福祉担当課（P 1 9 1 参照）

(16) 巡回療育相談

《障がいのある児童》

在宅の心身障がいのある児童に関するさまざまな相談に応じるために、作業療法士、言語聴覚士、保育士、相談員等が県下の保健所などを巡回し、保健師とともに家庭での療育についての助言を行っています。

【問い合わせ先】保健所（P 1 9 1 参照）

(17) 地域における療育等の相談支援

《障がいのある方や児童》

在宅の障がいのある方や児童とその保護者に対し、身近な地域で療育の相談支援等を行い、地域における生活を支えることを目的としています。

【問い合わせ先】P 1 4～1 5 参照

(18) 障がい児保育等

《障がいのある児童》

保育を必要とする障がいのある児童については、保育所等で障がい児保育を行うとともに、放課後児童クラブにおいても障がい児の受け入れに努めています。

【問い合わせ先】市町村保育担当課または市町村放課後児童クラブ担当課

(19) 盲児、ろうあ児等専門支援

《視覚障がいのある方や児童・聴覚障がいのある方や児童》

在宅の視覚障がいのある方や児童、聴覚障がいのある方や児童及びその家族を対象に、社会生活力を高めるための相談、支援、専門機関の紹介、情報提供を行い、自立した日常生活及び社会生活を送ることができるよう、発声発語訓練等の専門的な支援を行います。

事業所の名称	法人名	所在地	電話/FAX
清明あけぼの学園 (盲児、ろうあ児施設)	(福)大分県福祉会	〒870-0823 大分市東大道 2-3-3	097-546-3771 097-543-4414

(20) 軽度・中度聴覚障がい児支援

《聴覚障がいのある児童》

公的助成を受けられない軽度から中度の聴覚障がいのある児童を対象に、早期からの言語発達やコミュニケーション能力の獲得及び学力向上を支援するための補聴器購入に要する経費の一部を助成します。

【問い合わせ先】市町村障がい福祉担当課（P 1 9 1 参照）

4 医療

(1) 健康診査

《身体障がいのある方や児童・知的障がいのある方や児童》

身体発育状況や栄養状態のチェックを行うとともに、乳幼児期の疾患の早期発見や障がい児の早期療育図るため、乳児・1歳6か月児及び3歳児の健康診査を行っています。

【問い合わせ先】各市町村母子保健担当課

(2) 自立支援医療制度

《身体障がいのある方や児童・精神障がいのある方や児童》

ア 更生医療・育成医療

障がいを除去又は軽減する手術や治療を指定自立支援医療機関（P175～181参照）で受診する場合に、医療費の一部を申請により助成します。医療機関窓口での自己負担額は、原則として医療費の1割です。
※原則、市町村での事前申請が必要です。

※所得等により月当たりの自己負担に上限額が設定され、一定所得額以上では、公費負担の対象外となる場合もあります。

対象者	更生医療	身体に障がいのある18歳以上の方で、手術等により障がい部位の機能が改善される見込みのある方 ※対象例：目・耳・肢体・心臓等の手術や人工透析療法 など ※呼吸器・ぼうこう・直腸機能障がいには、給付の適用がありません。
	育成医療	身体に障がいのある18歳未満の方で、手術等により障がい部位の機能が改善される見込みのある方。 ※対象例：目・耳・肢体・心臓等の手術や人工透析療法 など
申請窓口・問い合わせ先	市町村障がい福祉担当課（P191参照）	
手続きの流れ	<p>本人</p> <p>①受給者証交付申請</p> <p>市町村障がい福祉担当課</p> <p>②判定依頼</p> <p>③判定書送付</p> <p>大分県身体障害者更生相談所</p> <p>④給付決定通知 受給者証交付</p> <p>報告書</p> <p>指定医療機関</p> <p>⑤受給者証提示</p> <p>⑥医療給付</p> <p>⑦自己負担</p> <p>※更生医療の場合</p> <p>身体障害者更生相談所では、医師等により専門的・技術的な立場から意見書等の申請内容を審査し、内容の妥当性や給付の適否について判定を行います。</p>	

次ページに続く

4 医療

イ 精神通院医療

精神障がいのために、通院による精神医療を継続的に要する病状にある人に対して、指定自立支援医療機関（P182～189参照）で治療を受ける医療費の一部を申請により助成します。医療機関窓口での自己負担額は、原則として医療費の1割です。

※原則、市町村での事前申請が必要です。

※所得等により月当たりの自己負担に上限額が設定され、一定所得額以上では、公費負担の対象外となる場合もあります。

対象者	精神障がい（てんかん含む）のために、継続的な通院医療を要する人 ※対象例：統合失調症・精神作用物質による急性中毒・その他の精神疾患 など
申請窓口・問い合わせ先	各市町村精神保健福祉担当課
手続きの流れ	<p>The flowchart illustrates the following steps:</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 受給者証 交付申請 (Application for beneficiary certificate) ② 判定依頼 (Request for determination) ③ 受給者証送付 (Delivery of beneficiary certificate) ④ 給付決定通知 受給者証交付 (Notification of payment decision and delivery of beneficiary certificate) ⑤ 受給者証提示 (Presentation of beneficiary certificate) ⑥ 医療給付 (Medical payment) ⑦ 自己負担 (Self-payment) <p>The health center (保健所) performs the following tasks:</p> <ul style="list-style-type: none"> ○判定 (Determination) ○支給認定 (Payment certification) ○受給者証作成 (Beneficiary certificate creation) <p>The health center is identified as the Oita Prefecture Oita City Support Center (大分県こころからの相談支援センター).</p>

4 医療


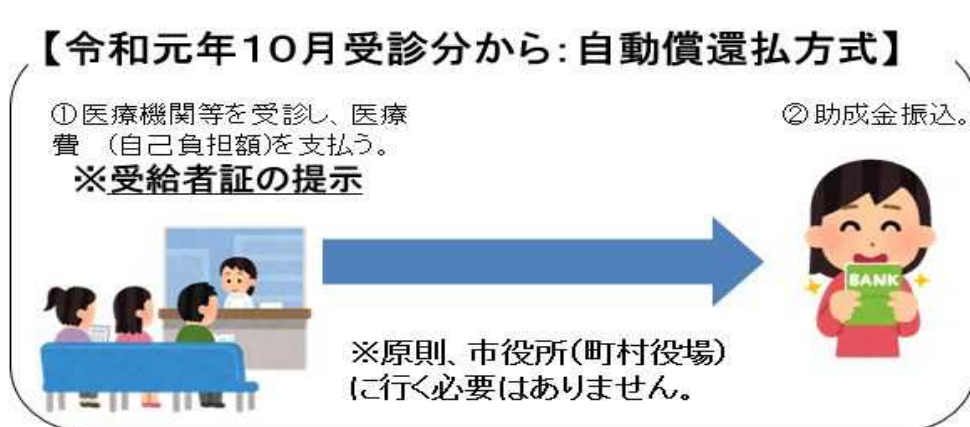
(3) 重度心身障がい者医療費助成制度 《障がいのある方や児童》

重度の心身障がいがある方の福祉の増進を図るため、医療機関等で支払われた医療費（医療保険適用分）の自己負担額を助成する制度です。

※所得制限等により、助成対象に該当しない場合があります。

※自立支援医療や他法に規定する公費負担が適用される方は、その制度が優先されます。

※入院中の食事療養費等や、保険が適用されない医療費は助成の対象外です。

<p>対象者</p>	<p>県内の市町村に住民登録があり、医療保険に加入している以下に該当する方等です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①身体障害者手帳1、2級の所持者 ②療育手帳A1、A2の所持者 ③身体障害者手帳3級の所持者でIQ50以下の方等 ④精神障害者保健福祉手帳1級の所持者（精神病床における入院に要した経費を除く） <p>※市町村によって、対象が異なる場合があります。</p> <p>※助成を受けるためには、市役所または市町村役場での受給資格申請が必要です。</p> <p>手続きや内容に関するご相談は、市役所等へお尋ねください。</p>
<p>助成方法</p>	<p>【自動償還払方式】 令和元年10月受診分から医療費助成の還付申請手続きが不要になりました。 詳しくは、お住まいの市町村担当課にお問い合わせください。</p> <p>【令和元年9月受診分以前の還付方法】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 30%;"> <p>①医療機関等を受診し、医療費（自己負担額）を支払う。</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>②市役所（町村役場）に行き、医療費の助成申請をする。</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>③助成金振込。</p> </div> </div>  <p>【令和元年10月受診分から：自動償還払方式】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 60%;"> <p>①医療機関等を受診し、医療費（自己負担額）を支払う。 ※受給者証の提示</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>②助成金振込。</p> </div> </div>  <p>※原則、市役所（町村役場）に行く必要はありません。</p> <p>※自動償還払方式を利用するには、「受給者証」の提示が必要です。 ※県外の医療機関を受診した場合は、市町村窓口への申請が必要です。 ※申請期間は、受診から概ね1年間です。</p>
<p>申請窓口・問い合わせ先</p>	<p>市町村障がい福祉担当課（P191参照）</p>

4 医療

(4) 後期高齢者医療制度

《障がいのある方》

次の①及び②の方を被保険者とした公的な医療保険制度です。

① 75歳以上の方

② 65歳～75歳未満の方で一定の障がい（下記参照）について、広域連合の認定を受けた人
医療機関窓口での自己負担額は、所得状況に応じて、医療費の1～3割となっています。

なお、令和4年10月1日から2割負担となった方については、外来の負担額を3,000円までに抑える配慮措置があります。

※保険料は、前年の所得等によって算定されますので一人ひとりの保険料は異なります。

※所得等により月当たりの自己負担に上限額が設定されています。

※②の方の当制度への加入は任意です。また、加入された後、本人の申請により、いつでも脱退することができます。脱退した場合は、国民健康保険等の医療保険制度に加入することになります。

一定の障がい	①身体障害者手帳1～3級をお持ちの方 ②身体障害者手帳4級をお持ちの方で次のいずれかに該当される方 ・音声機能又は、言語機能の著しい障害を有するもの ・両下肢のすべての指を欠くもの ・1下肢の下腿の2分の1以上を欠くもの ・1下肢の機能の著しい障害を有するもの ③療育手帳A1・A2をお持ちの方 ④精神障害者保健福祉手帳1級・2級をお持ちの方 ⑤障害基礎年金1級・2級の年金証書をお持ちの方 他
問い合わせ先	大分県後期高齢者医療広域連合（電話 097-534-1771） 各市町村後期高齢者医療担当課

5 手当・年金・給付金等

(1) 各種手当・年金等

《障がいのある方や児童》

障がいのある方の家庭の生活を支えるために、以下のような手当・年金等の制度があります。

種 類	内 容	金 額	問い合わせ先						
特別児童扶養手当	身体又は精神に政令（注1）で定める程度の障がいを有する20歳未満の児童を養育する人に支給される	<table border="1"> <tr> <td>1級</td> <td>月額 55,350 円</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>月額 36,860 円</td> </tr> </table> ※支給は、4、8、11月に前4か月分が支給される	1級	月額 55,350 円	2級	月額 36,860 円	県 子ども・家庭支援課 市福祉事務所 町村障がい福祉担当課		
1級	月額 55,350 円								
2級	月額 36,860 円								
障害児福祉手当	在宅で身体又は精神(知的)に政令(注1)で定める程度の著しく重度の障がいを有するために、日常生活に常時の介護を要する20歳未満の児童に支給される	(令和6年4月～) 月額 15,690 円 ※支給は、2、5、8、11月に前3か月分が支給される	市福祉事務所 町村障がい福祉担当課						
特別障害者手当	在宅で身体又は精神(知的)に政令(注1)で定める程度の重度の障がいを有するために、日常生活に常時、特別の介護を要する20歳以上の人に支給される	(令和6年4月～) 月額 28,840 円 ※支給は、2、5、8、11月に前3か月分が支給される	市福祉事務所 町村障がい福祉担当課						
障害基礎年金	国民年金の加入者が65歳までに初診のある傷病のために、身体または精神に重度または中度の障がいを残したため日常生活が制限される場合に支給される	<table border="1"> <tr> <td>1級</td> <td>年額 1,020,000 円 (昭和31年4月1日以前生まれの方 1,017,125 円)</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>年額 816,000 円 (昭和31年4月1日以前生まれの方 813,700 円)</td> </tr> </table>	1級	年額 1,020,000 円 (昭和31年4月1日以前生まれの方 1,017,125 円)	2級	年額 816,000 円 (昭和31年4月1日以前生まれの方 813,700 円)	町村障がい福祉担当課 年金事務所		
1級	年額 1,020,000 円 (昭和31年4月1日以前生まれの方 1,017,125 円)								
2級	年額 816,000 円 (昭和31年4月1日以前生まれの方 813,700 円)								
特別障害給付金 (H17.4.1施行)	S61.3.31以前の傷病の初診日において「サラリーマンの妻」等であった場合、またはH3.3.31以前の傷病の初診日において「学生」等であった場合で、国民年金任意加入の対象でありながら任意加入していなかった場合に、65歳になるまでにその傷病により身体又は精神に重度または中度の障がいを残したため日常生活が制限される場合に支給される	<table border="1"> <tr> <td>1級</td> <td>月額 55,350 円</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>月額 44,280 円</td> </tr> </table>	1級	月額 55,350 円	2級	月額 44,280 円	市町村国民年金担当課 年金事務所		
1級	月額 55,350 円								
2級	月額 44,280 円								
障害厚生年金	厚生年金保険に加入している間に初診日のある傷病により身体または精神に障がいを残したため労働が制限される場合に支給される	<table border="1"> <tr> <td>1級</td> <td>報酬比例の年金額×1.25 + 1級障害基礎年金</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>報酬比例の年金額 + 2級障害基礎年金</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>報酬比例の年金額</td> </tr> </table> 《最低保障額：年額 612,000 円 (昭和31年4月1日以前生まれの方 610,300 円)》 障害手当金 一時金	1級	報酬比例の年金額×1.25 + 1級障害基礎年金	2級	報酬比例の年金額 + 2級障害基礎年金	3級	報酬比例の年金額	年金事務所
1級	報酬比例の年金額×1.25 + 1級障害基礎年金								
2級	報酬比例の年金額 + 2級障害基礎年金								
3級	報酬比例の年金額								
労災保険 障害(補償) 等給付	業務上の事由又は通勤による負傷、疾病が治った後に、身体に一定以上の障害を残した場合に支給される	障害の程度により、 年金(1級～7級)または 一時金(8級～14級)が支給される	労働基準監督署						

(注1) 政令とは、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令

5 手当・年金・給付金等

(2) 生活福祉資金の貸付

《障がいのある方（児・者）及びその世帯》

障がいのある方等の自立の促進と生活の安定を図るため、総合支援資金、福祉資金等の各種貸付制度があります。

【問い合わせ先】市町村社会福祉協議会、お近くの民生委員（P 7～8 参照）

資金の種類		
総合支援 資金	生活支援費	・生活再建に必要な生活費用
	住宅入居費	・敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用
(対象世帯) 低所得 世帯	一時生活再建費	・生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である場合に必要な費用 就職・転職を前提とした技能習得に要する経費 滞納している公共料金等の立て替え費用 債務整理をするために必要な経費 等
福祉資金 (対象世帯) 低所得 障がい者 高齢者 世帯	福祉費	・生業を営むために必要な経費 ・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ・福祉用具等の購入に必要な経費 ・障がい者用の自動車の購入に必要な経費 ・中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費 ・負傷又は疾病の療養に係る必要な経費（健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費（※低所得又は高齢者世帯対象） ・介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・災害を受けたことにより臨時に必要な経費 ・冠婚葬祭に必要な経費 ・住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ・就職、技能習得等の支度に必要な経費 ・その他日常生活上一時的に必要な経費
	緊急小口資金	・緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用（低所得世帯対象）
教育支援 資金 (対象世帯) 低所得 世帯	教育支援費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費
	就学支度費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費
不動産 担保型 生活資金 (対象世帯) 低所得の 高齢者 又は、福祉 事務所が 要保護と認 めた高齢者 世帯	不動産担保型生活資金	・低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金
	要保護世帯向け 不動産担保型生活資金	・要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金

次ページに続く

5 手当・年金・給付金等

資金の種類	貸付条件					
	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	貸付利子	連帯保証人
生活支援費	(二人以上)月 20 万円以内 (単身) 月 15 万円以内	原則3か月 最長12か月	最終貸付日から 6月以内	据置期間 経過後10年以内	連帯保証人 あり 無利子 連帯保証人 なし 年 1.5%	原則必要 ただし、 連帯保証人 なしでも貸付可
住宅入居費	40 万円以内	一括	貸付日(生活支 援費とあわせて 貸し付けている 場合は、生活支 援費の最終貸付 日)から6月以内			
一時生活 再建費	60 万円以内	一括又は分割 若しくは 月決め				
福祉費	580 万円以内 ※資金の用途に応じて 貸付上限額の目安を設定	一括又は分割	貸付日(分割に よる交付の場合 には最終貸付 日)から6月以内	措置期間 経過後 20 年以内	連帯保証人 あり 無利子 連帯保証人 なし 年 1.5%	原則必要 ただし、 連帯保証人 なしでも貸付可
緊急小口資金	10 万円以内	一括又は分割 (2回まで)	貸付日から2月 以内	据置期間 経過後12月以内	無利子	不要
教育支援費	<高校>月 3.5 万円以内 <高専>月 6 万円以内 <短大>月 6 万円以内 <大学>月 6.5 万円以内 ※特に必要と認める場合は、 上記各上限額の 1.5 倍まで 貸付可能	分割(6か月毎)	卒業後6月以内	据置期間 経過後 20 年以内	無利子	原則不要 ※世帯内で 連帯借受人 が必要
就学支度費	50 万円以内	一括				
不動産担保型 生活資金	・土地の評価額の 70%程度 ・月 30 万円以内	借受人が死亡 するまでの期 間又は貸付元 利金が貸付限 度額に達する までの期間	契約終了後3月 以内	据置期間終了時	年 3%、 又は長期 プライムレ ートのいず れか低い 利率	必要 ※推定相続人 の中から 1名選任
要保護世帯 向け不動産 担保型生活 資金	・土地及び建物の評価額の 70%程度 (集合住宅の場合は 50%) ・生活扶助額の 1.5 倍以内					不要

5 手当・年金・給付金等

(3) 心身障害者扶養共済制度

《障がいのある方や児童等》

心身に障がいのある方を扶養している保護者が加入者となり、一定の保険料掛金を納めて、加入者に万一のこと（死亡又は重度障がい）があったとき、心身に障がいのある方に終身一定額の年金を支給し、保護者亡き後の生活の安定を図ります。任意加入方式で、障がい者1人につき2口まで加入できます。

対象者	次のいずれかに該当する障がいのある方で、将来独立生活することが困難であると認められる方。 ①身体障害者手帳1～3級 ②知的障がいのある方 ③精神又は身体に永続的な障がいがある方で、その障がいの程度が①または②と同程度と認められる方
加入者	65歳未満の保護者でかつ生命保険契約を締結できる方 ※障がいのある方1人に対して、加入できる保護者は1人
掛金額	保護者の加入時の年齢により、1口加入の場合、月9,300円～23,300円 ※制度の見直しにより、掛金が改定されることがあります。
給付金	【年金額】1口につき月額20,000円 【弔慰金】障がい者が加入者の生存中に死亡した場合に支給されます。 加入期間により、1口につき 30,000円～150,000円（平成20年3月31日以前に加入した人） 50,000円～250,000円（平成20年4月1日以降に加入した人） 【脱退一時金】制度を脱退した場合に支給されます。 加入期間により、1口につき 45,000円～150,000円（平成20年3月31日以前に加入した人） 75,000円～250,000円（平成20年4月1日以降に加入した人）
問い合わせ先	市町村障がい福祉担当課（P191参照）

※住所・氏名の変更、加入者もしくは障がいのある方が死亡した場合等、各種届出が必要です。

(4) 児童発達支援の利用者負担の助成

《障がいのある方や児童》

障がいのある児童が早期に支援を受け、運動機能や言語、社会性等の発達を図るため、3歳までの児童が児童発達支援等を受ける際の保護者負担に対して助成します。

実施主体	市町村
対象者	0歳～3歳までの児童発達支援等を受ける児童
対象施設	児童発達支援事業所 医療型児童発達支援事業所 居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所
免除割合	児童福祉法で定められている利用者負担額の全額免除
問い合わせ先	市町村障がい福祉担当課（P191参照）

5 手当・年金・給付金等

(5) 住宅改造に要する経費助成

《障がいのある方や児童》

障がいのある方の快適な生活環境を確保するために、障がいのある方又はその障がいのある方と同居する者が住宅設備等を改造する費用を助成します。

対象者	重度心身障がいのある方（身体障害者手帳1、2級又は療育手帳A（A1、A2）又は精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた方）又はその障がいのある方や児童と同居する方で、生計中心者の前年の所得金額が200万円未満の世帯に属する方 ※障がいの内容も関係しますので、詳しくは問い合わせください。 ※在宅高齢者住宅改造助成事業対象者を除く （在宅高齢者住宅改造助成事業の問い合わせ先：市町村高齢福祉担当課）
対象工事	対象障がい者が日常生活において直接利用する設備の改造 （玄関、台所、浴室、便所、廊下、居室、階段、洗面所等を利用しやすく改造）
限度額	600,000円 ※ただし、他法令により助成を受ける場合には、その助成対象額を控除する
補助率	県1/3、市町村1/3（本人負担1/3） ※生活保護世帯は 県1/2、市町村1/2
問い合わせ先	市町村障がい福祉担当課（P191参照）

※改造工事着工前に申請する必要があります。

※大分市については、別途単独で助成制度があります。

(6) 自動車改造に要する経費助成

《身体障がいのある方や児童》

身体障がいのある方が就労等のために自動車を取得するとき、その自動車の改造費用を助成します

【問い合わせ先】市町村障がい福祉担当課（P191参照）

(7) 自動車運転免許取得に要する経費助成

《身体障がいのある方や児童》

身体障がいのある方の就労等、社会活動を容易にし、社会復帰の促進を図るため、運転免許の取得に要する経費の一部を助成します。

【問い合わせ先】市町村障がい福祉担当課（P191参照）

6 税の控除・減免

(1) 各種税

《障がいのある方や児童》

障がいのある方の家庭の生活を支えるために、以下のような各種税の特例があります。

種類	内容	金額	問い合わせ先																		
所得税	○障害者控除・・・本人、同一生計配偶者、扶養親族が以下に該当する場合		税務署																		
	障害者（注1）	控除額 27万円																			
	特別障害者（注2）	控除額 40万円																			
	同居特別障害者	控除額 75万円																			
	○配偶者控除・・・納税者の合計所得金額に応じ、下記金額を所得控除 (配偶者の合計所得金額要件：48万円以下)																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">納税者の合計所得金額</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> <tr> <th>控除対象配偶者</th> <th>老人控除対象配偶者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900万円以下</td> <td>38万円</td> <td>48万円</td> </tr> <tr> <td>900万円超～950万円以下</td> <td>26万円</td> <td>32万円</td> </tr> <tr> <td>950万円超～1,000万円以下</td> <td>13万円</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>			納税者の合計所得金額	控除額		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	900万円以下	38万円	48万円	900万円超～950万円以下	26万円	32万円	950万円超～1,000万円以下	13万円	16万円	1,000万円超	0円	0円	
	納税者の合計所得金額	控除額																			
		控除対象配偶者		老人控除対象配偶者																	
	900万円以下	38万円		48万円																	
	900万円超～950万円以下	26万円		32万円																	
	950万円超～1,000万円以下	13万円		16万円																	
	1,000万円超	0円		0円																	
○扶養控除																					
扶養親族（16歳未満は適用なし）	控除額 38万円																				
特定扶養親族（19歳以上23歳未満）	控除額 63万円																				
老人扶養親族（同居老親等を除く70歳以上の方）	控除額 48万円																				
同居老親等（70歳以上の直系の尊属）	控除額 58万円																				
○マル優・特別マル優 それぞれ元本350万円までの預金の利子及び公債の利子	非課税																				
○小規模企業共済等掛金控除 心身障害者扶養共済制度加入者の納付する掛金	控除額 掛金の全額																				
○心身障害者扶養共済制度の給付金の非課税 心身障害者扶養共済制度に基づく給付金	非課税（脱退一時金を除く）																				
住民税	○障害者控除・・・本人、同一生計配偶者、扶養親族が以下に該当する場合		市町村 税務担当課																		
	一般障害者	所得控除 26万円																			
	特別障害者	所得控除 30万円																			
	同居特別障害者	所得控除 53万円																			
	○配偶者控除・・・当該納税義務者の前年の合計所得金額に応じて、下記金額を 所得控除（当該配偶者の前年の合計所得金額要件：48万円以下）																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>当該納税義務者の 前年の合計所得金額</th> <th>控除対象配偶者</th> <th>老人控除対象配偶者 (70歳以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900万円以下</td> <td>33万円</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>900万円超～950万円以下</td> <td>22万円</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>950万円超～1,000万円以下</td> <td>11万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table>			当該納税義務者の 前年の合計所得金額	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者 (70歳以上)	900万円以下	33万円	38万円	900万円超～950万円以下	22万円	26万円	950万円超～1,000万円以下	11万円	13万円						
	当該納税義務者の 前年の合計所得金額	控除対象配偶者		老人控除対象配偶者 (70歳以上)																	
	900万円以下	33万円		38万円																	
	900万円超～950万円以下	22万円		26万円																	
	950万円超～1,000万円以下	11万円		13万円																	
	<扶養控除>																				
	扶養親族（16歳未満の者については適用なし）	所得控除 33万円																			
特定扶養親族（19歳以上23歳未満）	所得控除 45万円																				
老人扶養親族（同居老親等を除く）	所得控除 38万円																				
同居老親等（直系の尊属）	所得控除 45万円																				

次ページに続く

6 税の控除・減免

種 類	内 容	金 額	問い合わせ先
住民税	前年の合計所得金額が135万円以下のとき(退職手当除く)	非課税	市町村 税務担当課
贈与税	○特定障害者(注3)を受益者とする特定障害者扶養信託契約に基づき、財産が信託されたときの、信託受益権のうち6,000万円(特別障害者以外の特定障害者は3,000万円)までの額	非課税 ※障害者非課税信託申告書を信託会社等を経由して税務署長に提出する必要がある	税務署
相続税	○障害者控除 相続又は遺贈によって財産を取得した一定の相続人が障害者の場合(注1)	税額控除 85歳に達するまでの1年につき10万円	税務署
	○障害者控除 相続又は遺贈によって財産を取得した一定の相続人が特別障害者の場合(注2)	税額控除 85歳に達するまでの1年につき20万円	
贈与税 相続税	○心身障害者扶養共済制度給付金を受ける権利の非課税心身障害者扶養共済制度に基づく給付金を受ける権利を、相続や贈与によって取得したとき(脱退一時金を除く)	非課税	税務署
固定資産税	障がいのある方が居住する一定の住宅(賃貸住宅を除く)で、平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間に、一定のバリアフリー工事が行われた場合	翌年度の固定資産税の3分の1が減額される(100㎡を限度) ※減免申請が必要です	市町村 税務担当課
個人事業税	両眼の視力を喪失した者、又は両眼の視力(屈折異常のある者は矯正視力)が0.06以下の者があん摩、はり等医業に類する事業を行う場合	非課税	県税事務所
自動車税 (種別割 環境性能割) 軽自動車税 (環境性能割) (注5)	減免の対象となる障がいのある方(注4)が所有又は取得する自動車で、 ①本人が運転 ②本人の通院・通学等のために年を通して本人と生計を一にする方が運転 ③障がいのある方(障がい者のみの世帯に限る)を常時介護する方が運転 のいずれかに該当する場合等	減免限度額があります ※減免申請が必要です ※自動車税種別割は申請月から月割減免となります	大分県税事務所 自動車税管理室
軽自動車税 (種別割) (注5)		減免 ※減免申請が必要です ※申請には期限があります	市町村 税務担当課

(注1) 障害者：下記注2の特別障害者以外。

(注2) 特別障害者：身体障害者手帳1～2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者をいう。所得税、相続税、贈与税、住民税において適用される。

(注3) 特定障害者：特別障害者又は特別障害者以外で精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあるなどその他の精神に障害がある者として一定の要件に当てはまる人

(注4) ・知的障がいのある方にあつては、療育手帳A1・A2の所持者。

・精神障がいのある方にあつては、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者。

・身体障がいのある方にあつては、障がいの種別により異なるので、問い合わせ先に照会してください。

6 税の控除・減免

- (注5) ・令和元年10月1日から、自動車税は「自動車税種別割」に、軽自動車税は「軽自動車税種別割」に名称を変更しました。
- ・自動車税（環境性能割）及び軽自動車税（環境性能割）は、自動車の燃費性能に応じて自動車の購入時に払うものです。
 - ・軽自動車税（種別割）は、市町村により対象となる障がい異なる場合があります。

7 交通運賃・公共料金等の割引

(1) 交通運賃の割引

《障がいのある方や児童》

障がいのある方の家庭の生活を支えるために、以下のような各種運賃割引等の特例があります。詳細については、各窓口にお問い合わせください。

〈旅客鉄道株式会社旅客運賃減額について〉

身体障害者手帳と療育手帳には、「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額1種（または2種）」という記載があります。これは、JRを始めとする各種交通機関の料金割引等の基準となる数字で、1種か2種かで取扱いが違ふ場合があります。

第1種身体障がい者・・・視覚1～3級及び4級の一部、聴覚2～3級、肢体1級及び2～3級の一部、心臓・じん臓・呼吸器・小腸1級及び3～4級、ぼうこう・直腸1級及び3級、免疫・肝臓の機能障害1～4級

第2種身体障がい者・・・「第1種身体障がい者」以外の身体障がい者

第1種知的障がい者・・・療育手帳A1またはA2

第2種知的障がい者・・・療育手帳B1またはB2

ア JR旅客運賃

問い合わせ先：JR九州案内センター 電話 0570-04-1717（営業時間／9:00～17:30）

種別	割引の対象	乗車券類種別	割引率	距離制限等	注意事項等
身体・知的障がい者	第1種	本人のみ	5割引	片道 101 km以上	○身体障害者手帳又は療育手帳を提示
		本人と介護者		なし	○本人と介護者が同時に同区間、同種類の乗車券類を利用する場合に限る。 ○身体障害者手帳又は療育手帳を提示 ○介護者は1人のみ適用 ○小児定期の割引はなし ○介護者が通学定期の資格者であっても通勤定期を発売
	第2種	本人のみ		片道 101 km以上	○身体障害者手帳又は療育手帳を提示
		本人(12歳未満に限る)と介護者		定期乗車券	なし



7 交通運賃・公共料金等の割引

イ バス運賃 問い合わせ先：各バス会社

	種別	身体・知的障がい者第1種 及び精神障がい者1級				身体・知的障がい者第2種 及び精神障がい者2～3級				割引率
		手帳保有者		本人		小児(12歳未満)		大人(12歳以上)		
	対象	本人	介護者	本人	介護者	本人	介護者	本人	介護者	
割引有無	普通運賃	○	○	○	○	○	×	○	×	5割引
	定期券	×	○	○	○	×	○	○	×	3割引
注意事項等	○購入・降車時は身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかを提示 ○介護者は1人のみ適用 ○いずれの運賃も5円の端数は切り上げ ○小児の定期券に関しては、大人の介護者のみ種別・等級を問わず割引適用 ○他の割引制度と重複は不可 ○路線によっては割引制度がない場合がありますので、ご利用前に各バス会社へお問い合わせください。									

ウ 航空旅客運賃(国内線) 問い合わせ先：各航空会社窓口

種別	割引の対象	割引率	注意事項等
身体・知的・精神障がい者 第1種・第2種	本人と介護者(障がいのある方と同一便に搭乗し同伴される場合)	概ね 2～5割引	○航空券購入時に身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかを提示 ○介護者は12歳以上の方1人のみ適用 ○割引の対象・割引率・手続き等は各航空会社により異なります。詳細は各航空会社にお問い合わせください。

※割引実施を行っていない航空会社もありますので、利用する際には事前にお問い合わせください。

エ 船舶運賃 問い合わせ先：各船舶会社

障がい者手帳を提示すると運賃が割引されることがあります。各船舶会社によって制度や割引率が異なるため、利用する際には事前にお問い合わせください。

オ タクシー運賃 問い合わせ先：各タクシー会社

割引の対象	割引率	注意事項等
・身体障害者手帳をお持ちの方 ・療育手帳をお持ちの方 ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	メーター表示額から1割引	乗務員に、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかを提示してください

※福祉車両を配車しているタクシー事業者等の一覧(P196～199参照)

※割引実施を行っていないタクシー事業者もありますので、利用する際には事前にお問い合わせください。

7 交通運賃・公共料金等の割引

カ 有料道路通行料金

制度に関する問い合わせ先：有料道路事業者(西日本高速道路株式会社)

種別	割引の対象	割引率	注意事項等
第1種	身体障がい者が自ら運転する場合	最大 5割引	<ul style="list-style-type: none"> ○割引を受けるためにはあらかじめ市福祉事務所、町村福祉担当課で登録手続きが必要 ○車両の登録条件等あり ○割引には有効期限あり ○他の割引との重複は不可 ○<u>出口有人ブース又は料金精算機を利用する場合は、手帳の呈示が必要</u>（注2） ○E T Cご利用の場合は、手帳への登録手続きの他に、事前にE T C利用の登録申込が必要。その場合は、障がいのある方本人の名義（未成年のときは、親権者又は後見人名義）のE T Cカードに限る。 ○詳細は、NEXCO 西日本 HP をご覧ください。 https://www.w-nexco.co.jp/disabled/
	身体及び知的障がい児・者を同乗させて、本人以外の者が運転する場合（注1）		
第2種	身体障がい者が自ら運転する場合		

（注1）介護者が運転する場合、「道路介護」と記載されたシールでないと割引が適用になりません。

（注2）・点検等によりE T C走行できない場合、通信エラーにより開閉バーが開かない場合等含みます。

・E T C障がい者割引を登録済の方も、出口でE T Cカードを抜いて精算する場合は手帳の呈示が必要です。手帳の呈示がないと割引の対象となりません。有料道路を利用される際は、必ず手帳の携行をお願いします。

※令和5年3月27日（月）より制度が一部変更しております。最新の情報についてはNEXCO 西日本 HP をご確認ください。

7 交通運賃・公共料金等の割引

(2) 公共料金等の割引

《障がいのある方や児童》

ア NHK放送受信料

問い合わせ先：NHK 放送受信料についてのお問い合わせ

電話 0570-077-077 受付時間 9:00～18:00(土日/祝日含む)

	対象	適用条件	申請窓口
全額免除	市町村民税非課税の身体障がい者	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合	市福祉事務所・町村障がい福祉担当課 またはNHK（「受信料の窓口」における郵送申請可） 申請書は窓口にあります
	市町村民税非課税の知的障がい者	所得税法または地方税法に規定する障がい者のうち児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障がい者と判定された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税を含む）非課税の場合	
	市町村民税非課税の精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合	
半額免除	視覚・聴覚障がい者	視覚障がいまたは聴覚障がいにより、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合	
	重度の身体障がい者	身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級または2級）の方が、世帯主で受信契約者の場合	
	重度の知的障がい者	所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障がい者と判定された方が、世帯主で受信契約者の場合	
	重度の精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級）の方が、世帯主で受信契約者の場合	

イ NTT西日本電話番号案内料

問い合わせ先：NTT 西日本ふれあい案内事務局 電話 0120-10-4174

受付時間 9:00～17:00(土日/祝日/年末年始を除く)

	対象	注意事項等
全額免除	身体障害者手帳をお持ちで、下記のいずれかに該当する方 ・視覚障がいの1～6級 ・肢体不自由(上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)の1、2級 ・聴覚障がいの2、3、4、6級 ・音声・言語又はそしゃく機能障がいの3、4級	○ご利用になる前に事前登録が必要です。申込みについては、上記へお問い合わせください。 ○ふれあい案内の利用は、NTT 西日本及び NTT 東日本の104 をご利用いただける通信業者の回線(携帯電話を含む)から、104 をダイヤルした場合が対象です。
	療育手帳をお持ちの方	
	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	

7 交通運賃・公共料金等の割引

ウ 携帯電話料金 問い合わせ先：各携帯業者

障害者手帳をお持ちの方を対象に、基本使用料金等の割引を実施している場合があります。詳細については、各携帯業者へお問い合わせください。

・ソフトバンク(ハートフレンド割引) ・ドコモ(ハーティ割引) ・au(スマイルハート割引) 等

エ 郵便料金 問い合わせ先：郵便局窓口

区分		重量／サイズ／：料金／運賃	注意事項等	
通常郵便	第四種郵便物	点字郵便物 特定録音物等郵便物	3 kgまで：無料	
	低料第三種郵便物	心身障がい者団体が発行するもの	新聞 (月3回以上発行)	50g まで：8円 +50g ごとに3円増(上限1kg)
			その他の定期刊行物	50g まで：15円 +50g ごとに5円増(上限1kg)
荷物		点字ゆうパック 聴覚障がい者用ゆうパック ※サイズは、長さ・厚さ・幅の合計(cm)とする区分	60 サイズ 100円 80 サイズ 210円 100 サイズ 320円 120 サイズ 420円 140 サイズ 520円 160 サイズ 630円 170 サイズ 730円	
		心身障がい者用ゆうメール	150g まで 92円 250g まで 110円 500g まで 150円 1kg まで 180円 2kg まで 230円 3kg まで 310円	

減免・各種サービスについては、各種要件や申請等が必要な場合がありますので、郵便局窓口へお問い合わせください。

青い鳥郵便葉書の無償配布(63円の通常葉書)	<p>[対象] ①重度の身体障がい者(1級又は2級の方) ②重度の知的障がい者(療育手帳に「A」または「1度、2度」と表記されている方)</p> <p>[内容] 受付期間内に申し出た方へ通常葉書を20枚封筒に入れ、無償で差し上げます。(2023年度の受付期間は4月1日～5月31日) 2024年度の実施方法については、日本郵便ホームページまたは郵便局でご確認ください。</p> <p>[手続] 最寄りの郵便局(簡易郵便局を除く。)に身体障害者手帳または療育手帳を提示し、「青い鳥郵便葉書配付申込書」に必要事項を記入し、提出してください。(代理人による提出も可能)</p>
------------------------	---

貯金に関する各種点字サービス	<p>下記について点字サービスを取り扱っています。詳細は郵便局にお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貯金の取扱内容の通知 ・点字キャッシュカードの発行 ・各種商品、サービスの点字案内 等
----------------	--

7 交通運賃・公共料金等の割引

オ J:COM ハートフルプラン

問い合わせ先：J:COM 大分ケーブルテレコム

電話 097-542-1121 受付時間 9:00～17:00

対 象	対象サービス	サービス名	月額利用料金(税込)
身体障害者手帳 1、2級	ケーブルテレビ	J:COM TV [96ch 以上] (注1)	3,289 円(注2)
		J:COM TV [86ch 以上] (注1)	2,739 円(注2)
療育手帳 A1、A2、B1	インターネット	J:COM NET 光1Gコース(Wi-Fi付)	3,575 円
		J:COM NET 320Mコース	3,300 円
精神障害者保健福祉手帳 1級	固定電話	J:COM NET 120Mコース	3,025 円
		J:COM PHONE	731 円(注3)

注1) 地デジ・BS デジタルを含みます。

注2) 別途機器利用料が必要となります(月額277円(税込)～398円(税込))。

ご利用料金にNHK受信料は含まれません。

注3) 別途ユニバーサルサービス料・電話リレーサービス料及び通話料が必要です。

※J:COM サービスへの切り替えが必要な場合があります。

※ご加入には、対象の各手帳、証明書確認が必要です。

※お申し込みからサービス利用開始までお時間をいただく場合があります。

※ご本人と同居し扶養されているご家族も対象となります。

**※大分市/由布市/津久見市の各エリアの一部(集合住宅は光導入物件のみ)、豊後大野市、九重町、
国東市、竹田市、臼杵市、宇佐市(TVサービスを除く) で提供しています。**

なおエリア内であっても、ご住所や建物によってはご利用いただけない場合があります。

※各サービスのご利用・解約、サービス変更には工事費/手数料/初期費用などが必要です。

【ホームページ】 https://www.jcom.co.jp/service/heartful_pack

その他ケーブルテレビ会社等(市町村含む)においても割引を実施している場合があります。詳細については、各実施主体へお問い合わせください。

8 雇用・就労支援

(1) 雇用の状況

《障がいのある方等》

障害者の雇用の促進等に関する法律により、令和6年4月から、民間の事業主は常用雇用労働者数の2.5%以上の障がいのある方を雇用しなければならないことになっています（令和8年7月からは、更に2.7%以上に上げられます）。

令和5年6月1日現在の障がい者雇用率は、全国平均2.33%に対して、大分県は2.72%と、全国第7位の高い水準となっています。

(2) 職業の紹介

《障がいのある方等》

障がいのある方の就職や採用についてのご相談は、まずハローワークへご連絡ください。

ハローワークでは、障がいの種類、程度に応じたきめ細かな職業相談を実施しています。

名称	所在地	電話 / FAX
ハローワーク大分	〒870-8555 大分市都町 4-1-20	097-538-8609/537-8609
ハローワーク別府	〒874-0902 別府市青山町 11-22	0977-23-8609/ 24-2937
ハローワーク中津	〒871-8609 中津市大字中殿 550-21	0979-24-8609/ 22-5469
ハローワーク日田	〒877-0012 日田市淡窓 1-43-1	0973-22-8609/ 23-4125
ハローワーク佐伯	〒876-0811 佐伯市鶴谷町 1-3-28	0972-24-8609/ 24-8619
ハローワーク宇佐	〒879-0453 宇佐市大字上田 1055-1	0978-32-8609/ 32-1648
ハローワーク豊後大野	〒879-7131 豊後大野市三重町市場 1225-9	0974-22-8609/ 22-8608

(3) トライアル雇用（試行雇用）

《障がいのある方等》

障がいのある方を一定期間試行的に雇用することにより、業務遂行に当たっての適性や能力などを見極めるとともに、事業主と障がいのある方の相互理解を深めていただき、常用雇用への移行や雇用機会の創出を図るもので、ハローワークなどの紹介が必要です。

* トライアル雇用の実施に当たっては、雇用保険の適用事業主であることや雇用契約を結ぶ等の条件があります。

* トライアル雇用期間：原則3か月（精神障がいのある方は原則6か月）

身体障がい・知的障がいのある方は、1か月または2か月とすることができる

精神障がいのある方は、12か月まで延長することが可能

* 事業主の方への奨励金：1人につき月額最大40,000円

（精神障がいのある方を雇用する場合は、3か月間は最大8万円、4か月目以降（最長6か月間）は最大4万円）

【問い合わせ先】各ハローワーク（上記(2)参照）

8 雇用・就労支援

(4) 職業訓練

《障がいのある方等》

障がいのある方の就職を容易にし、職業の自立を図るための訓練を職業能力開発校で行っています。

【障がい者職業能力開発校】

訓練校名	定員	訓練期間	入校月	所在地	電話/FAX
福岡障害者職業能力開発校	135名	1年 (一部2年) (一部半年)	4月 (一部10月)	北九州市若松区大字蟹住 1728-1	093-741-5431/ 093-741-1340
鹿児島障害者職業能力開発校	100名	1年	4月	薩摩川内市入来町浦之名 1432	0996-44-2206/ 0996-44-2207

(九州内のみ記載)

【職業能力開発校】

訓練校名	訓練期間	入校月	所在地	電話/FAX
大分県立大分高等技術専門学校	1年 (一部2年)	4月	〒870-1141 大分市大字下宗方 1035-1	097-542-3411 097-586-1121
大分県立佐伯高等技術専門学校	1年	4月 (一部10月)	〒876-0822 佐伯市西浜 8-31	0972-22-0767 0972-22-0773
大分県立日田高等技術専門学校	1年	4月	〒877-0084 日田市朝日ヶ丘 576-10	0973-22-0789 0973-22-6405
大分県立竹工芸訓練センター	2年	4月	〒874-0836 別府市東荘園 3-4-3	0977-23-3609 0977-26-5969

*選考に合格した方は、校内訓練を受講できます。

*訓練費用：無料（一部、実費負担有）

*訓練手当：入校した方のうち一定の条件を満たす場合には、訓練手当が支給されます。

【職業能力開発校が実施する委託訓練】

障がいのある方が就職に必要な知識・技能を習得するための職業訓練を企業・社会福祉法人等に委託して実施します。

訓練校名	科名	定員	訓練期間	所在地等
大分県立大分高等技術専門学校	介護チャレンジ科	7名	3か月	上記参照
	パソコンチャレンジ科	10名	3か月	
	プログラミングチャレンジ科	10名	3か月	
	パソコン・WEBチャレンジ科	10名	3か月	
大分県立大分高等技術専門学校 大分県立佐伯高等技術専門学校 大分県立日田高等技術専門学校 大分県立竹工芸訓練センター	早期就労訓練科	21名	1～3か月	
	就労訓練科	42名		

*大分県立大分高等技術専門学校、大分県立佐伯高等技術専門学校、大分県立日田高等技術専門学校、大分県立竹工芸訓練センターへの入校が必要です。

【問い合わせ先】 県商工観光労働部雇用労働室

(電話 097-506-3342(直通) FAX 097-506-1756)

8 雇用・就労支援

(5) 職場適応訓練

《障がいのある方等》

障がいのある方が職場環境に適応することを容易にするため、公共職業安定所の受講指示により民間事業所に委託して訓練を行います。

＊訓練期間：原則として6か月以内（重度障がいのある方は1年以内）

＊訓練手当：雇用保険法その他の法による給付を受けていない訓練生には訓練手当が支給されます。

また、事業主には訓練生1人につき月額24,000円の委託費が支給されます。

（重度障がいのある方の場合月額25,000円）

【問い合わせ先】 県商工観光労働部雇用労働室（電話 097-506-3342(直通) FAX 097-506-1756）

(6) 障害者職業センター

《障がいのある方等》

障がいのある方に対する専門的な職業リハビリテーションサービス、事業主に対する障がいのある方の雇用管理に関する相談・援助・地域の関係機関に対する助言・援助を実施しています。

名称	所在地	電話/FAX
大分障害者職業センター	〒870-0131 大分市皆春 1483-1	097-503-6600 097-503-6601

(7) 障害者就業・生活支援センター

《障がいのある方等》

就職を希望する障がいのある方や離職のおそれのある在職中の障がいのある方に対し、職場実習あっせん等の就業支援及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談支援を行っています。（P13参照）

(8) (公財)大分県総合雇用推進協会

《障がいのある方等》

事業主に対する雇用促進に関する啓発を行い、障がいのある方の雇用を推進しています。

名称	所在地	電話/FAX
(公財)大分県総合雇用推進協会	〒870-0035 大分市中央町4丁目2-16 サンリラ中央3階	097-532-8486 097-536-3945

9 学校教育

(1) 障がいの状態や教育的ニーズに応じた多様な学び場

《障がいのある児童》

視覚に障がいのある子ども、聴覚に障がいのある子ども、知的障がいのある子どもや発達障がいのある子どもなど、障がいの状態は様々ですが、それぞれの障がいの種類や程度、教育的ニーズ等に応じて、特別支援学校や小・中学校等の特別支援学級、通級指導教室、通常の学級の学びの場があります。

ア 特別支援学校

さくらの杜高等支援学校を除く県内の特別支援学校全校に小学部・中学部・高等部を設置し、一貫した教育を行っています。学校によっては幼稚部も設置しています。

特別支援学校では、幼稚園、小・中学校や高等学校に準じた教育を行うとともに、「自立活動」などを通して、個々の障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目指した指導を行っています。

また、知的障がいのある児童生徒については、各教科等の指導の他に「日常生活の指導」「生活単元学習」「作業学習」などを通して、身辺処理能力や社会生活能力などを高める指導を一人一人の発達段階に応じて行っています。

なお、障がいの状態から通学が難しい児童生徒については、教員が家庭等を訪問して授業を行う「訪問教育」の制度があります。

【問い合わせ先】

学校名	所在地	電話	備考	
盲学校	〒870-0026 大分市金池町 3-1-75	097-532-2638	視覚、知的(注1)	幼, 小, 中, 高
聾学校	〒870-0026 大分市金池町 3-1-60	097-538-6661	聴覚	幼, 小, 中, 高
別府支援学校	〒874-0840 別府市鶴見 4224	0977-24-0108	肢体、病弱	小, 中, 高
別府支援学校鶴見校	〒874-0838 別府市鶴見 4075-12	0977-21-1349	肢体	幼, 小, 中, 高
別府支援学校石垣原校	〒874-0838 別府市鶴見 4050-293	0977-24-6060	病弱	小, 中, 高
さくらの杜高等支援学校	〒870-0823 大分市東大道 2-5-23	097-543-1700	知的	高
宇佐支援学校	〒879-0314 宇佐市猿渡 1137-19	0978-32-1780	知的、肢体(注2)	小, 中, 高
中津支援学校	〒871-0008 中津市大塚 1 番地	0979-22-0550	知的、肢体(注2)	小, 中, 高
日出支援学校	〒879-1504 速見郡日出町大神 1618-1	0977-72-2305	知的、肢体(注2)	小, 中, 高
南石垣支援学校	〒874-0910 別府市石垣西 1-2-5	0977-23-3454	知的	小, 中, 高
由布支援学校	〒879-5406 由布市庄内町西長宝 1796	097-582-0326	知的、肢体(注2)	小, 中, 高
新生支援学校	〒870-1155 大分市玉沢 980-1	097-541-0336	知的、肢体(注2)	小, 中, 高
大分支援学校	〒870-0261 大分市志村 763-1	097-527-2711	知的、肢体(注2)	小, 中, 高
中央支援学校	〒870-0823 大分市東大道 2-5-23	097-543-0011	知的、肢体(注2)	小, 中, 高
臼杵支援学校	〒875-0083 臼杵市井村 911	0972-62-3930	知的、肢体(注2)	小, 中, 高
佐伯支援学校	〒876-2121 佐伯市木立 839-5	0972-28-3144	知的、肢体(注2)	小, 中, 高
竹田支援学校	〒878-0023 竹田市君ヶ園 1170	0974-63-0722	知的、肢体(注2)	小, 中, 高
日田支援学校	〒877-1352 日田市西有田 2941-1	0973-24-2000	知的、肢体(注2)	小, 中, 高
大分大学附属特別支援学校	〒870-0819 大分市王子新町 1-1	097-543-8317	知的	小, 中, 高

(注1)知的：知的障がいに視覚障がいを併せ有する幼児児童生徒。

(注2)肢体：肢体不自由に知的障がいを併せ有する児童生徒。

次ページに続く

9 学校教育

イ 小・中学校等の特別支援学級、通級指導教室

障がいのある子どもには、小学校や中学校等に設置している特別支援学級や通級指導教室においても教育が行われています。平成30年度より、一部の高等学校において通級による指導が実施されています。

ここでは子どもの障がいの状態等に応じた教育や、通常の学級の児童生徒との交流及び共同学習などを行っています。

※特別支援学校や特別支援学級等に就学した場合、給食費や通学費、修学旅行費、学用品費などを補助する制度があります。

なお、通常の学級で学ぶ児童生徒(学校教育法施行令第22条の3に定める障がいの程度に該当)についても、補助対象となっています。

(保護者等から提出される「世帯の状況及び世帯の収入状況」に基づいて支給内容が決定されます)

【問い合わせ先】市町村教育委員会 (P192参照)

ウ 小・中学校等の通常の学級における支援

小・中学校等の通常の学級に在籍している障がいのある子どもに対しては、必要に応じ、個々の特性を生かした教科指導や好ましい対人関係づくり、行動面の改善などの教育的な支援を行っています。

(2) 各種相談

《障がいのある児童》

一人一人の子どもに最も適した教育の場や学習内容等について、各種の相談事業を行っています。

ア 障がい児巡回就学相談

各市町村教育委員会では、次年度新たに小学校に入学する予定で障がいのある幼児の保護者等に対して就学に関わる相談対応を行っています。

【問い合わせ先】市町村教育委員会 (P192参照)

イ 大分県教育センターの教育相談

相談の対象：幼児児童生徒とその保護者、園や学校の担任

相談の内容：家庭や学校等での支援に関する事、就学や進路に関する事など

相談の申込：大分県教育センター 特別支援教育部

〒870-1124 大分市大字旦野原 847-2 電話 097-569-0232

※詳細は大分県教育センターのホームページをご覧ください。

ウ 特別支援学校での教育相談

特別支援学校では、地域の特別支援教育のセンター的機能の役割として、地域にある国立・公立・私立の保育所・幼稚園、小・中学校、高等学校（以下「小・中学校等」）等からの要請に応じて、特別支援学校の特別支援教育コーディネーター等が学校を訪問し、当該学校等の教員に対して、発達障がい等を含む障がいのある幼児児童生徒に対する指導内容・指導方法に関する支援・助言を行う巡回相談や専門家チーム会議（相談会）を行っています。

また、聾学校では、聴覚に障がいのある乳幼児を対象にした「乳幼児教育相談」を実施しています。盲学校及び聾学校では、視覚や聴覚に障がいのある子どもを対象にした巡回相談も行っています。

各学校内での教育相談も行っていきますので、詳しくは、各学校へお問い合わせください。

10 社会参加の促進

(1) 障がいのある方にやさしいまちづくり

《障がいのある方や児童等》

障がいのある方、高齢者を含むすべての県民が、自由に行動し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる福祉のまちづくりを推進するために、県は「福祉のまちづくり条例」を平成7年3月に制定し、建築物や道路などについて、出入口や歩道の幅員、階段の手すりなどの整備基準を定めています。

整備基準が適用される施設としては、病院、劇場、百貨店、ホテル、福祉施設、公衆便所、官公庁舎、学校、共同住宅など多数の県民が利用する建築物の他、道路、公園、緑地などの公共の用に供する施設があります。

ア おおいたユニバーサルデザインの推進

福祉のまちづくりに関する意識啓発を深めるため、ユニバーサルデザイン（UD）の普及啓発活動を実施しています。

【おおいたユニバーサルデザインのホームページ】

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/12000/ud-syoukai.html>

イ ホームページ「大分バリアフリーマップ」の運営

高齢者や障がいのある方、小さな子どもさん連れの方などすべての人が安心して外出することができるように、大分県内の各施設のバリアフリー情報をホームページ上で紹介しています。

【問い合わせ先】 県福祉保健企画課（電話 097-506-2591）

【大分バリアフリーマップのホームページ】 <http://oita.bfmap.jp/>

ウ 障がいを理由とする差別解消に向けた啓発動画の公開

障がいを理由とする差別の解消を図るため、障がい関係団体の監修・協力の下、県内事例や当事者目線を踏まえながら、障がい当事者にも出演していただくなど、実情に即した啓発動画を公開しています。

【問い合わせ先】

県障害福祉課（電話：097-506-2723）

大分県社会参加推進センター（電話：097-558-8797）

【啓発動画 URL】

「障がいのある人もない人も誰もが自分らしく生きる大分県にするために」

<https://www.youtube.com/watch?v=DpMVfVfyZyI&t=3s>

「障がい者差別解消推進動画（合理的配慮の提供）」

<https://www.youtube.com/watch?v=HSoW2S2pruw>



エ 啓発講座の実施

企業等において、障がいへの理解を深め、適切な配慮がなされるように、法令や障がい特性等について説明を行う啓発講座を実施しています。

【問い合わせ先】 県障害福祉課（電話：097-506-2723）

10 社会参加の促進

(2) ヘルプマーク、ヘルプカード

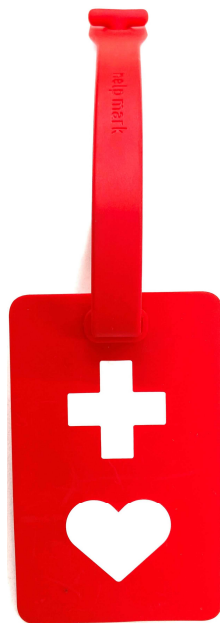
《障がいのある方や児童等》

内部障がいや難病など、外見からは障がいのあることがわからない方が、周囲の人に援助や配慮を必要としていることを知らせるためのものです。

ストラップ型のヘルプマークはカバンなどに取り付けることができ、ヘルプカードの裏面には、ご自身の症状や配慮してもらいたいことを自由に書き込むことができます。

大分県庁（障害福祉課）や市町村の福祉担当窓口等で無料配布しています。

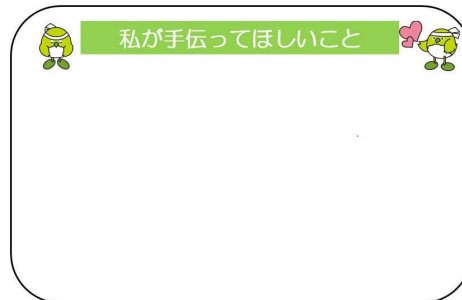
【問い合わせ先】県障害福祉課（P190参照）



(表)



(裏)



(3) 車いすマーク駐車場の適正利用の促進

(大分あったか・はーと駐車場利用証制度)

《障がいのある方や児童》

車いすマーク駐車場の適正利用とマナーアップを推進するため、障がいのある方、介護の必要な高齢者など、歩行が困難な方に駐車場の利用証を発行しています。（P220～221参照）

- ・令和3年4月から電子申請が開始されました。
- ・令和4年1月から「聴覚障がい者(2級、3級)」が対象者に追加されました。

【問い合わせ先】県福祉保健企画課（電話 097-506-2591）

【大分あったか・はーと駐車場利用証制度のホームページ】

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/12000/attaka-heart.html>



10 社会参加の促進

(4) 「駐車禁止除外指定車標章」の交付 《障がいのある方》

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（障がいの程度が次の表に該当するもの）は、現に利用中の車を駐車禁止規制の対象から除外する「駐車禁止除外指定車標章」の交付を受けることができます。

ただし、除外される場所は、指定駐車禁止場所（公安委員会が駐車禁止の標識を設置して規制を行っている場所）に限られ、上記標章を掲出しておく必要があります。

駐停車禁止場所や法定の駐車禁止場所（例：交差点の前後5メートル以内等）には駐車できませんので注意してください。

申請は、住所地を管轄する警察署の交通課窓口で行って下さい。申請にあたっては、各種手帳の写し（障がい名及び障がいの程度・等級が判るもの）を申請書（窓口に用意しています）に添えて提出してください。

障がいの区分等		対象となる障がいの級別等	
身体障害者手帳	視覚障がい	1級から3級までの各級及び4級の1	
	聴覚障がい	2級及び3級	
	平衡機能障がい	3級	
	上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2	
	下肢不自由	1級から4級までの各級	
	体幹不自由	1級から3級までの各級	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級及び2級 (一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く)
		移動機能	1級から3級までの各級
	心臓機能障がい	1級及び3級	
	じん臓機能障がい	1級及び3級	
	呼吸器機能障がい	1級及び3級	
	ぼうこう又は直腸の機能障がい	1級及び3級	
	小腸機能障がい	1級及び3級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級から3級までの各級	
	肝臓機能障がい	1級から3級までの各級	
療育手帳	A1、A2		
精神障害者保健福祉手帳	1級		

※障がいの級別は総合等級ではなく、個別の等級です。

※小児慢性特定疾病医療受給者証の疾病名欄により色素性乾皮症であることが確認できる人も対象となります。

※戦傷病者手帳の交付を受けている人も対象となる場合がありますので、下記にお問い合わせください。

【問い合わせ先】 警察本部交通部交通規制課（電話 097-536-2131(代表)、5183(内線)）

10 社会参加の促進

(5) 「肢体不自由の障がいのある運転手等」の保護

《身体障がいのある方》

自動車の運転者は、

- ① 肢体不自由の障がいのある運転者が、身体障がい者マークを付けた普通自動車を運転している場合
- ② 聴覚障がいのある運転者が、聴覚障がい者マークを付けて普通自動車や準中型自動車を運転している場合は、危険防止のためやむを得ない場合を除き、幅寄せや、必要な車間距離が保てなくなるような進路変更をしてはいけないうこととなっています。

(道路交通法第71条第5号の4、大分県道路交通法施行細則第14条第11号)

※肢体不自由の障がいのある運転者とは、普通自動車を運転することができる免許を受けている方で、肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方をいいます。

(例：義足を付けて運転することが条件となっている場合など)

※聴覚障がいのある運転者とは、普通自動車や準中型自動車を運転することができる免許を受けている方で、

- ① 補聴器を用いても、10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえない程度の聴覚障がいがあることを理由に免許に条件を付されている方
- ② 補聴器を用いれば、10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえる方で、補聴器を用いないで運転するときは聴覚障がい者標識を表示することとする条件が付されている方をいいます。

【問い合わせ先】 警察本部交通部交通企画課又は各警察署交通課



身体障がい者マーク



聴覚障がい者マーク

(6) 身体障害者補助犬の貸与

《身体障がいのある方》

身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）を使用することにより社会参加が見込まれる身体障がいのある方に、補助犬を貸与します。



種別	問い合わせ先	電話/FAX
盲導犬	大分盲導犬協会	0977-67-6704
介助犬/聴導犬	県障害者社会参加推進室	097-506-2791 / 506-1736

また、補助犬使用者や受入れ側施設からの相談に対応する相談窓口を設置しています。

区域	問い合わせ先	電話/FAX
大分市	大分市障害福祉課	097-537-5658 / 537-1411
大分市以外の市町村	県障害者社会参加推進室	097-506-2791 / 506-1736

10 社会参加の促進

(7) 芸術文化の振興

《障がいのある方や児童等》

障がいのある方が芸術文化活動を通じて自立と社会参加への意欲を高めるとともに、県民の障がいに対する理解と認識をより一層深めるために、各種の行事を行っています。

ア おおいた障がい者芸術文化支援センター

障がいのある人等の芸術文化活動を支援するために令和元年11月に開設した「おおいた障がい者芸術文化支援センター」では、次のことに取り組みます。

- ◇ 相談窓口の設置
- ◇ 創造機会の拡充（オープンアトリエ、学校や福祉施設へのアウトリーチ等）
- ◇ 作品や表現活動等の発表機会の拡充（県立美術館での展覧会等）
- ◇ 鑑賞機会の拡大（鑑賞サポート公演等）
- ◇ 作品等の評価、販売、権利保護等の推進及び交流促進
- ◇ 人材の育成（セミナー開催等）
- ◇ 情報収集・情報発信
- ◇ 関係者の連携協力体制構築

【問い合わせ先】 おおいた障がい者芸術文化支援センター

電 話 097-533-4505

F A X 097-533-4013

E-mail artbrut-oita@emo.or.jp

U R L <http://artbrut-oita.com/>

Facebook おおいた障がい者芸術文化支援センター

イ 障がい者・児 秋の交歓会

障がいのある方とない方が交流し、お互いの理解を深めるために、ふれあい広場（バンド演奏等のステージ、テント出店）、ふうせんバレーボールなどのイベントを、毎年9月～11月頃に開催しています。

【問い合わせ先】 大分県障害者社会参加推進センター（電話 097-558-8797）

ウ ときめき作品展

毎年9月～11月頃に開催される障がいのある人からの公募作品展。絵画、工芸、写真、書、陶芸、合作の6部門から構成され、来場者の投票により「ときめき大賞」を決定します。

【問い合わせ先】 大分県障害者社会参加推進センター（電話 097-558-8797）

エ 誰でも楽しめる映画館

障がいのある児（者）が安心して鑑賞できるように、照明や音量に配慮したり、サポートスタッフを配置した映画鑑賞会を県内の映画館で開催します。

【問い合わせ先】 大分県障害者社会参加推進センター（電話 097-558-8797）

10 社会参加の促進

(8) スポーツの振興

《障がいのある方や児童等》

障がいのある方がスポーツを通じて健康の維持、体力の増進を図るとともに、お互いの理解を深め、社会参加への意欲を高めるために各種のスポーツ大会を開催しています。

また、障がい者スポーツの振興のために、障がい者スポーツ指導員や選手を学校などに派遣し、交流会などを開催するとともに、障がい者スポーツ団体が開催する大会の運営費や県外大会への参加費用の支援をしています。

ア 大分国際車いすマラソン

昭和56年（1981年）の国際障害者年を記念してスタートした、世界最高峰の車いす単独のマラソン大会です。

毎年11月第3週日曜日に行われ、世界中から多くの選手が参加しています。

【問い合わせ先】大分県障がい者スポーツ協会（電話 097-533-6006）

【大分国際車いすマラソンのホームページ】<https://kurumaisu-marathon.com>

イ 大分県障がい者スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会

5月上旬から年間を通じて競技ごとに行う、障がいのある方（身体・知的・精神）のためのスポーツ大会です。また、この大会の成績上位者等を、毎年秋に行われる全国障害者スポーツ大会へ大分県代表として派遣しています。

【問い合わせ先】大分県障がい者スポーツ協会（電話 097-533-6006）

【大分県障がい者スポーツ協会のホームページ】<https://oita-syotai-kyo.org/>

ウ 大分県ゆうあいスポーツ大会

毎年春に行っている、知的障がいのある方のためのスポーツ大会です。

【問い合わせ先】大分県知的障害者施設協議会（電話 097-558-0300）

エ 障がい者スポーツ団体振興事業、障がい者スポーツ団体地域活動支援事業

障がい者スポーツを奨励し、健康の維持増進を図るとともに、社会参加を促進するため、障がい者スポーツ団体等に対して、競技力向上に向けた活動や県大会の開催、県外大会に選手を派遣するために必要な経費の一部を補助します。

【問い合わせ先】大分県障がい者スポーツ協会（電話 097-533-6006）

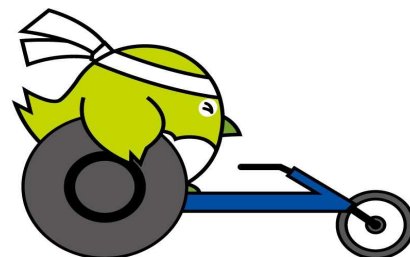
オ その他障がい者スポーツの推進事業

2021年に開催された東京パラリンピック競技大会等による障がい者スポーツの盛り上がりを捉え、県内の障がいのある方々が身近な地域でスポーツできる環境をつくるため総合型地域スポーツクラブ等と連携する活動や、障がい者スポーツを県内企業とともに盛り上げていく活動を行っています。

その他、スポーツに挑戦してみたい障がいのある方々等を対象とする体験会を行っています。

【問い合わせ先】大分県障がい者スポーツ協会（電話 097-533-6006）

【大分県障がい者スポーツ協会のホームページ】<https://oita-syotai-kyo.org/>



10 社会参加の促進

(9) 各種奉仕員等の養成、派遣

《身体障がいのある方や児童》

視覚障がいのある方、聴覚障がいのある方、視覚と聴覚に重複して障がいのある方等のコミュニケーションを確保するために、以下のような養成や派遣等が行われています。

内容	問い合わせ先	電話/FAX
点訳奉仕員の養成 音訳奉仕員の養成	大分県点字図書館 (大分県盲人福祉センター内)	097-538-0399/538-0537
手話通訳者の養成 手話通訳者の派遣 要約筆記者の養成 要約筆記者の派遣 盲ろう者通訳介助員の養成 盲ろう者通訳介助員の派遣	(福)大分県聴覚障害者協会	097-554-1335/554-1336
音声機能障がい者発声訓練指導者の養成	大分豊声会	097-520-3034
点字による情報の提供	(福)大分県盲人協会	097-532-8450



(10) 療育キャンプ

《障がいのある方や児童》

脳性まひ児やダウン症児、自閉症児の療育訓練の向上を図るために、夏季の集中・集団療育訓練キャンプが実施されています。

【問い合わせ先】大分県脳性まひ児者父母の会、大分県ダウン症連絡協議会、大分県自閉症協会
(P 194 参照)

(11) 点字図書、録音図書の貸出・閲覧

《身体障がいのある方や児童》

大分県点字図書館では、点字刊行物や録音図書の貸出と閲覧を行うとともに、点字図書、録音図書の普及、啓発や相談も行っています。(P 58 参照)

大分県立図書館では、活字による読書が困難な方を対象に「サピエ図書館」や「国立国会図書館 視覚障害者等用データ送信サービス」を利用し、録音図書等の貸出を行っています。

(12) 字幕入りDVD等の貸出・閲覧

《身体障がいのある方や児童》

大分県聴覚障害者センターでは、テレビ番組等に字幕、手話を挿入したビデオテープやDVDの貸出と閲覧を行っています。(P 58 参照)

10 社会参加の促進

(13) 選挙における投票環境

《障がいのある方》

障がいのある方等が選挙に参加しやすくするために、以下のように配慮しています。

ア 投票所における介助・支援

投票に際して介助や支援が必要な方は、申し出により係員から介助・支援を受けることができます。

イ 車いす用スロープ及び車いす用記載台等の設置

車いすや足の不自由な方がスムーズに移動できるよう、できるだけ投票所の出入口にスロープを設置し、土足のまま投票所に入場できるようにしています。また、車いす用の投票記載台を設けるようにしています。

ウ 病院や老人ホーム等における不在者投票の実施

都道府県選挙管理委員会の指定を受けた病院や老人ホーム等に入院・入所している方で、選挙の当日、歩行が困難であることや施設が自己の属する投票区の区域外にあるなどの不在者投票事由に該当する方は、その施設で不在者投票ができます。

エ 郵便等投票制度の実施

身体障害者手帳若しくは戦傷病者手帳を所有し、重度の障がいのある方（一定の要件を満たす方）又は介護保険の要介護者で要介護5の方については、郵便等による不在者投票ができます。

また、上記のうち上肢若しくは視覚に重度の障がいのある方は代理記載制度を利用することができます。

オ 点字投票用具(点字器)の設置等

視覚障がいのある方のために、投票用紙に点字で選挙の種類を表示し、点字投票の申し出のある投票所については点字器を設置するようにしています。また、投票所では、申し出により候補者等の氏名などを点字で確認することができます。

カ 候補者情報の周知

国政選挙や知事選挙においては、選挙公報を点訳した「点字による選挙のお知らせ」を、県議会議員選挙においては候補者情報（氏名・所属党派・職業等）を音声化したCD等を視覚障がいのある方に無償配布するとともに、候補者情報をウェブサイトに掲載して選挙の周知に努めています。

【問い合わせ先】市町村選挙管理委員会又は大分県選挙管理委員会（電話 097-506-2412）